

第6章 公共施設の管理・整備

6-1 道路の管理 (1) 道路管理	所管課	土木管理課
1 道路及び通路等 道路は、通行機能のほか、電気、通信、ガス、水道、下水道といったインフラ施設の収容空間、災害時の避難、救護空間及び都市景観を創造する環境空間など、多様な機能を担っており、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。 この道路の管理や整備等について規定した法律が道路法です。 通常、だれもが通行できる道を道路と呼んでいます。これら全てに道路法が適用されているわけではありません。 道路には、国や地方公共団体などの行政主体が管理するものとその他のものがあり、前者を公道、後者を私道と呼んでいます。道路法の適用を受ける道路は、だれもが通行できる公道で、トンネル、橋等道路と一体となってその効用を全うする施設とガードレールなどの附属物等を含んでいます。 公道には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（特別区道）の4種類があります。このいずれに属するかにより、道路の管理主体が決まります。 特別区は、東京23区内において市町村道にあたる特別区道を管理しています。 また、港区では港区有通路条例による区有通路及び港区法定外公共物管理条例による法定外公共物についても管理しています。 2 特別区道 区が道路を特別区道として管理するためには、道路法の定めるところにより、次の手続が必要です。 (1) 議会の議決を経て路線を認定します。 (2) 道路の区域を決定します。 (3) 必要な工事を行い、道路としての形態を整備します。	(4) 供用を開始します。 この供用開始の手続により道路法の規定が全面的に適用されることになります。なお、道路法上の道路は、敷地所有権等の権原の取得が必要です。 また、付近の交通実情や沿道地域の状況の変化等により、道路として存置する必要がなくなった場合は、路線の廃止や変更を行うことがあります。 〔路線の主な認定基準〕 ① 路線が系統的で、交通上重要であること。 ② 原則として、起終点が公道と直接接続していること。 ③ 原則として、幅員が4.0m以上あること。 ④ 道路の形状が良好であること。 ⑤ 原則として敷地及び工作物の所有権等を取得できること。 3 区有通路 区内にある私道の中には、公道と同様の利用実態があっても、幅員が狭い等により特別区道として認定できないものがあります。このうち、港区有通路条例第5条の設置基準に該当し議会の議決を経て設置したものが区有通路です。 区は、土地所有者から寄付によりその敷地所有権を取得した上で通路として開放します。 現在8通路を設置しており、特別区道と同様の維持管理を行っています。 〔設置基準〕 ① 幅員が2.7m以上あること。 ② 起終点が公道と直接接続していること。 または幅員が4.0m以上あり起点若しくは終点が公道に直接接続していること。 ③ 敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。	

4 法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、平成16年4月1日施行の港区法定外公共物管理条例によりこれを管理しています。

○ 港区管理現況

(令和6年4月1日現在)

区 分	特 別 区 道	区 有 通 路	法 定 外 公 共 物	
			道 路 形 状	水 路 形 状
延 長 (m)	220,754	490	6,074	1,248
面 積 (㎡)	1,859,281	2,128	16,194	2,562

5 道路台帳

道路台帳は、道路管理者が管理する道路について、基本的事項を記載したものです。道路及びその沿道については、公法上の規制が働くので、利害関係を有する人々に対して、道路の幅員や公益事業者の道路埋設物などの占用物件等の基礎的な事項を常時閲覧できるようにしておく必要があります。

また、道路管理者として、事務を円滑に遂行するため、道路区域、道路の構造、占用物件等の基礎的事項を総合的に把握しておく必要があります。道路台帳は、このような趣旨に基づいて設けられたものです。

区は、平成21年4月から道路台帳平面図等を窓口のパソコンにより閲覧できるシステムを導入し、区ホームページでも道路台帳平面図を閲覧できるようにしました。

また、道路との土地境界図や区域図、道路幅員は申請により、証明書を発行しています。

○ 道路台帳閲覧等件数

年 度	3	4	5
閲 覧	7,398	6,480	5,443
境界証明	412	428	299
区域証明	13	25	31
幅員証明	15	10	6
地籍証明	25	30	26

6 境界確認

区で管理する区道等の敷地は、区有地のほか、都有地、民有地等があります。土地の境界は所有者間で確認するものなので、区が所有している区道、区有通路等と、これに接している土地との境界を確認するためには、区への申出が必要です。

区が行う境界確認の事務手順は、次のとおりです。

- (1) 境界の確認を必要とされる土地所有者が、区に「公共用地境界確認申出書」を提出します。
- (2) 区は申出内容を審査し受理すると、資料や現地を調査し、境界線を仮に設定します。
- (3) 現地に仮境界線を表示し、関係土地所有者等と立会、協議します。
- (4) 協議が整いしだい、土地所有者との合意を表す署名押印した土地境界図を作成します。
- (5) 合意した土地所有者には、土地境界確認通知書を交付します。
- (6) 土地境界図は、港区で長期保存されます。

○ 境界確定申出件数

年 度	3	4	5
件 数	143	143	157

7 公共基準点

地球上で自分が位置する場所の水平位置や高さを確認するためには、一定の測量精度を有した基準となる数値を持つ標識が必要であり、これを基準点と呼びます。このうち、区市町村などの公共機関が設置し、管理する基準点を公共基準点と呼びます。

区は、国土交通大臣の承認を受けて公共測量作業規程を定め、平成8年から公共基準点を設置してきました。そして、平成14年の測量法改正に伴う日本測地系から世界測地系への座標系の変更、平成25年には東日本大震災の影響に伴う測地成果2011への座標改定を行ってきました。

この公共基準点の成果は広く一般に公表されており、道路や河川などの公共事業、再開発や区画整理事業などまちづくりの基礎資料として利用されています。

○ 公共基準点設置個数

2級	61点 (建物の屋上)
3級	443点 (区道上)

8 地籍調査

地籍調査とは、一筆(登記されている地番)ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を、公図に代わる精度の高い地図の作成や登記簿の修正に活用するもので、国土調査法に基づき実施します。

地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地に係わるトラブルの防止、登記手続の簡素化、災害時の迅速な復旧などに役立ちます。

区は、一筆ごとの調査に先行して、道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査する「街区調査」を実施しています。

この調査は、1つの地区を2年間かけて実施するものです。

1年目は測量工程として様々な資料を基に道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査するための測量を行います。

2年目は立会工程としてその土地所有者と現地において境界の確認を行い、その成果を図面などにとりまとめます。

平成22年度から着手し、令和元年度までに白金一丁目から白金六丁目までの「街区調査」の成果をまとめました。現在は、南青山地区の調査を順次進めています。

○ 調査実績

年度	調査地区	主な内容
3	南青山三丁目	立会工程 (街区調査2年目)
	南青山五丁目の一部	測量工程 (街区調査1年目)
4	南青山五丁目の一部	立会工程 (街区調査2年目)
5	南青山五丁目の一部及び南青山六丁目	測量工程 (街区調査1年目)

6-1 道路の管理

(2) 占用

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土木課

1 事業の目的

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です（道路法第32条第1項）。

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的ですが、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間としての機能も併せ持っています。

道路上空には、各戸に電力を供給するための電線や通信線等が電柱に添架されています。また、日除けや突出看板等が建築物に取り付けられているとともに、建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されています。

一方、道路の下には、上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄も通っています。

区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間の中で道路の通行空間、防災空間、環境空間として効用を一層高めていくために、電線及び通信線の地中化を公益事業者と協議しながら進めています。

2 監察業務

区は道路の監察業務として、工作物などが道路の通行を妨げていないか、道路の一部が不法占用されていないかなど、適切な状況にあるかを調べて指導しています。

○ 道路占用許可件数及び占用料徴収実績

年度 項目	3		4		5	
	占用許可件数	占用料（円）	占用許可件数	占用料（円）	占用許可件数	占用料（円）
企業占用	1,420	6,321,759,814	1,527	7,571,401,970	1,539	7,992,275,283
一般占用	1,859	583,576,942	1,732	814,249,868	1,847	810,236,694
計	3,279	6,905,336,756	3,259	8,385,651,838	3,386	8,802,511,977

○ 路上放置物の是正指導及び撤去実績

（単位 件）

年度 項目	3		4		5	
	指 導	撤 去	指 導	撤 去	指 導	撤 去
工 作 物	2	0	0	0	2	0
屋台・リヤカー	1	0	0	0	1	0
置 看 板	198	0	368	2	359	2
そ の 他 物 件	191	737	129	474	147	940
計	392	737	497	476	509	942

3 法定外公共物の使用許可

法定外公共物については、現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業者の施設や建築工事による一時的な使用について必要と認められるものに限り使用を許可しています。

（法定外公共物の管理は、6－1 道路の管理（1）道路管理 4 法定外公共物を参照）

○ 使用許可件数

年 度	3	4	5
件 数	241	151	119

6-2 道路の整備

(1) 歩車共存道路の整備

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装、狭窄部等の設置等により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の道路を整備しています。

○ 年度別実績（整備延長）（単位 m）

年度 種別	整 備 総延長	3	4	5
延 長	4,278	—	—	—

整備事例



【施工前】



【施工後】

六本木七丁目6番先から8番先まで

6-2 道路の整備

(2) 歩道の整備

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土木課

自動車と歩行者の通行空間を分離し、歩行者の安全を確保するとともに、防災機能の向上やバリアフリーに配慮した誰もが安全で安心して移動できるゆとりある歩道の整備を進めています。

○ 年度別実績（整備延長）（単位 m）

年度 種別	3	4	5
歩道設置	—	—	212.5
歩道改良	240.9	90.8	1319.8

整備事例



【整備前】

北青山二丁目



【整備後】



【整備前】

芝浦三丁目



【整備後】

6-2 道路の整備

(3) 遮熱性舗装・保水性舗装の推進

所管課

各総合支所まちづくり課
土木課

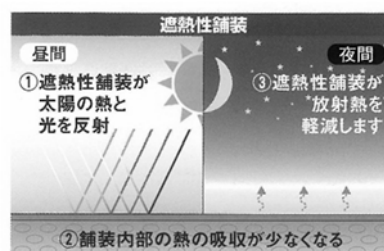
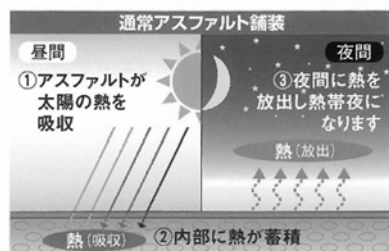
都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。

そのため、ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装や保水性舗装の整備を推進しています。

○ 年度別実績（整備面積）（単位 m²）

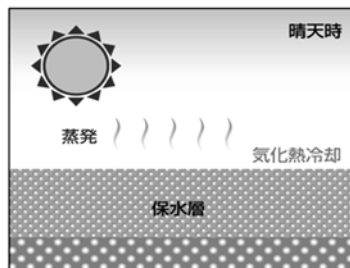
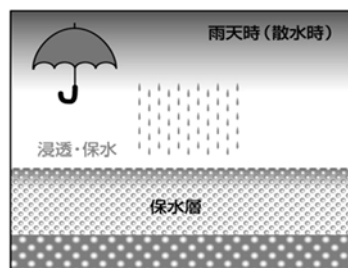
年度 種別	3	4	5
遮熱性 舗 装	—	4,454	6,655
保水性 舗 装	—	—	—
合 計	—	4,454	6,655

○ 遮熱性舗装（概念図）



※ 「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

○ 保水性舗装（概念図）



※ 「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの多いベースアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

6-2 道路の整備

(4) 都市計画道路の整備

所管課

土木課

都市計画道路は、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路です。区内の都市計画道路は、都心から放射（南北）方向については、おおむね整備されてきていますが、環状（東西）方向や地域の主要道路となる補助線街路が未整備な状況にあるため、これらの整備を推進していく必要があります。

区は、計画道路幅員が16m未満又は起終点

の両方が区内にある都市計画道路の整備を進めています。

これまで、補助第7号線の一部区間及び補助第123号線、310号線（田町駅東口駅前交通広場を含む。）、317号線、318号線の整備が完了しました。

引き続き、補助第7号線の3区間及び補助第9号線の1区間の整備を進めるとともに、平成30年度に事業認可を取得した補助第332号線の整備を進めます。

○ 事業認可路線（区間）

路線名	計画決定 年月日	事業認可 年月日	区間(事業地)		延長 約 m	幅員 m	事業完了 年度	備考
			起点	終点				
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	昭和62年 8月21日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	112	15	昭和63年度	(麻布運動場前) 事業完了
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	昭和63年 9月12日	三田 一丁目	南麻布 一丁目	293	15	平成10年度	(二之橋～オース トラリア大使館) 事業完了
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成10年 11月20日	元麻布 二丁目	南麻布 三丁目	146 (9号線 32m)	15	平成27年度	(仙台坂上～麻布 運動場)事業完了 (9号線の一部を 含みます)
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成14年 6月7日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	237 (10号線 12m)	15	令和10年度 完了予定	(麻布運動場～愛 育クリニック)事 業中(10号線の一 部を含みます)
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成17年 11月1日	三田 一丁目	三田 二丁目	445	15	令和9年度 完了予定	(桜田通り～オ ーストラリア大 使館)事業中
補助線街路 第7号線	昭和21年 4月25日	平成27年 3月10日	南麻布 一丁目	元麻布 一丁目	530	15	令和6年度 完了予定	(二之橋～仙 台坂)事業中
補助線街路 第9号線	昭和21年 4月25日	平成28年 4月28日	南麻布 三丁目	南麻布 五丁目	280	15	令和10年度 完了予定	(麻布運動場～南 部坂上)事業中
補助線街路 第310号線	平成元年 1月20日	平成元年 3月9日	芝浦 三丁目	海岸 三丁目	431	18	平成15年度	(芝浦三丁目 ～海岸三丁目) 事業完了
補助線街路 第123号線	昭和21年 4月25日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 一丁目	231	25	平成19年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第317号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	217	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第318号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	127	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
田町駅東口 駅前広場	平成4年 6月1日	平成8年 6月14日	芝浦三丁目地内に約7,000㎡の交通広場を 設ける。ただし約500㎡は嵩上式とする。				平成15年度	(田町駅東口駅前) 事業完了
補助線街路 第332号線	平成28年 4月19日	平成31年 1月31日	高輪 二丁目	港南 二丁目	390	18	令和9年度 完了予定	(泉岳寺駅地区第 二種市街地再開 発)事業中

○ 補助第7号線及び補助第9号線等の整備

1 事業の概要

補助第7号線は起点を三田二丁目、終点を渋谷区広尾三丁目とする延長2,930m、幅員15mの補助線街路です。また、補助第9号線は起点を南麻布三丁目、終点を南麻布四丁目とする延長660m、幅員15mの補助線街路です。

これらは、震災時の広域避難場所や緊急輸送道路を結ぶ路線、また、区内でも利用度の高い路線であるため、他の路線に優先して整備を進めています。

2 経緯(①～⑥補助第7号線、⑦補助第9号線)

① 麻布運動場前(約112m)

- ・昭和62年8月 事業認可取得
- ・平成元年4月 供用開始(事業完了)

② 二之橋～オーストラリア大使館(約293m)

- ・昭和63年9月 事業認可取得
- ・平成10年12月 供用開始(事業完了)

③ 仙台坂上～麻布運動場(約146m、9号線約32m)

- ・平成10年11月 事業認可取得
- ・平成27年度 供用開始(事業完了)

④ 麻布運動場～愛育クリニック(約237m、10号線約12m)

- ・平成14年6月 事業認可取得
- ・平成14年度～ 用地取得(1,392㎡)

⑤ 桜田通り～オーストラリア大使館(約445m)

- ・平成17年11月 事業認可取得
- ・平成18年度～令和元年度 用地取得済(2,576㎡)
- ・令和5年度～ 工事着手

⑥ 二之橋～仙台坂(約530m)

- ・平成27年3月 事業認可取得
- ・平成28年度 用地取得(70㎡)
- ・平成29年度 用地取得(17㎡)
- ・平成30年度 用地取得(31㎡)
- ・令和元年度 用地取得(236㎡)
- ・令和2年度 用地取得(133㎡)
- ・令和3年度 用地取得(131㎡)
- ・令和4年度 用地取得(264㎡)
- ・令和5年度 用地取得(594㎡)

⑦ 麻布運動場～南部坂上(約280m)

- ・平成28年4月 事業認可取得
- ・平成28年度～ 移設工事

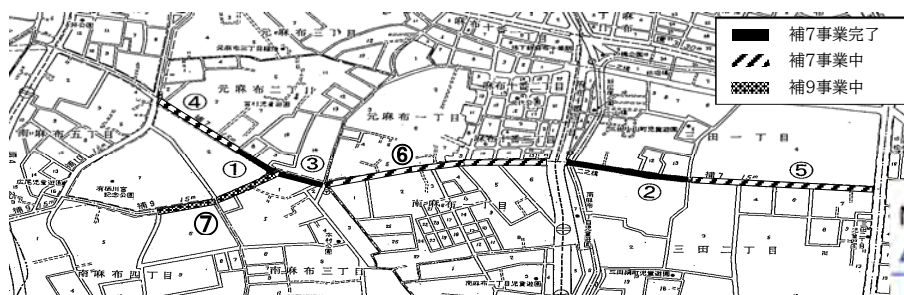
3 現状と今後の予定

補助第7号線は、麻布運動場前区間、二之橋～オーストラリア大使館区間及び仙台坂上～麻布運動場区間については事業が完了しました。

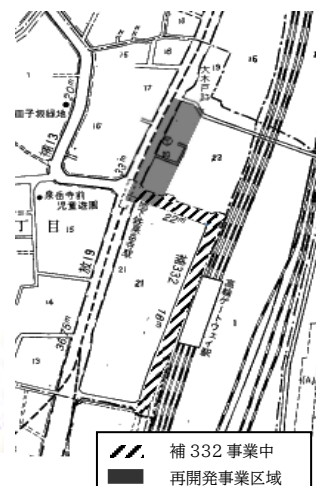
令和5年度末時点での事業中の区間における用地取得率は、麻布運動場～愛育クリニック区間で約94%、桜田通り～オーストラリア大使館区間で約100%、二之橋～仙台坂区間においては約67%となっています。

また、補助第9号線(麻布運動場～南部坂上)は、平成28年4月、補助第332号線は平成31年1月に事業認可を取得し、整備を進めています。今後も各区間について早期の事業完了を目指します。

○ 補助線街路第7号線及び第9号線



○ 補助線街路第332号線



6-2 道路の整備

(5) 電線類の地中化

所管課

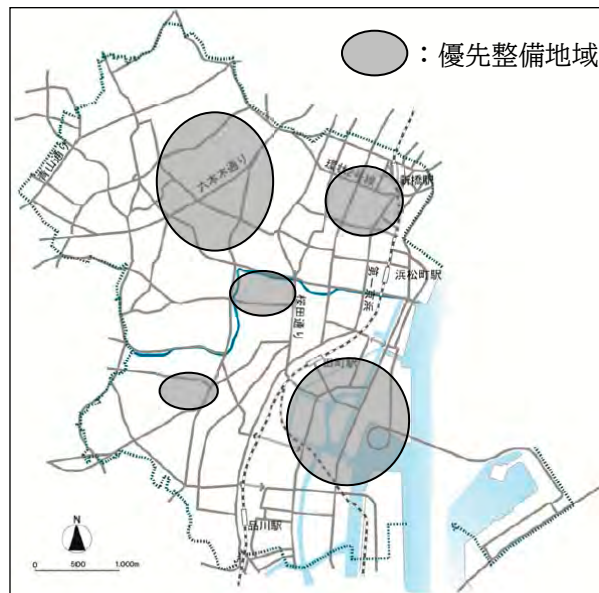
各総合支所まちづくり課
土木課

1 概要

近年における災害の激甚化・頻発化や子どもや高齢者、障害者などあらゆる歩行者に対し、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保など、無電柱化の必要性が高まっています。

このような社会情勢の変化から、無電柱化をより一層効果的、効率的に推進していく必要があります。

区は、平成8年4月に「港区電線類地中化に関する基本方針」（第1次）を策定し、その後、国の「無電柱化推進計画」の策定や電線共同溝の技術革新を踏まえ、現在は令和4年3月に改定した「港区無電柱化推進計画」（第4次）により事業を進めています。



優先整備地域図

2 現状

区は、昭和57年から無電柱化事業を開始し、これまでに区道の内、約57kmの区間で無電柱化を進めてきました。

3 優先整備地域・優先整備路線

区は無電柱化事業を計画的かつ重点的に進めるため、無電柱化が特に必要であり、優先的に整備すべき地域を優先整備地域として選定しています。また、令和13（2031）年度までの計画期間内に、優先的に無電柱化事業を実施する路線を優先整備路線として選定し整備を進めています。

あわせて、民間の再開発など大規模開発事業が行われる際には、開発区域及びその周辺における無電柱化を実施するよう民間開発者を指導、誘導しています。

○ 年度別実績（整備延長）（単位 km）

年度 種別	整備 総延長	3	4	5
延長	219.7	—	0.3	0.4

事業中



事業後



都市計画道路補助線街路第7号線

6-2 道路の整備

(6) 細街路の整備

所 管 課

開 発 指 導 課
各総合支所まちづくり課

平成 25 年 4 月から道路幅員が 4 m 未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。

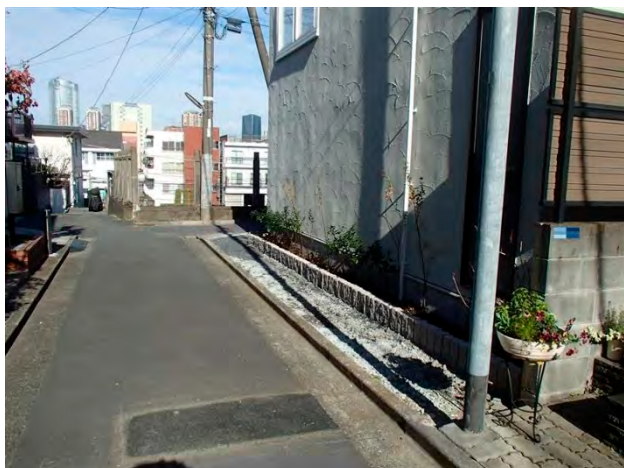
細街路を 4 m に拡幅整備することで、災害時における避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、快適な歩行環境の創出と良好な住環境の形成を図ります。

拡幅整備に当たっては、区に工事を依頼する方法や、自主で整備を行う方法があります。また、工事費の助成も行っています。

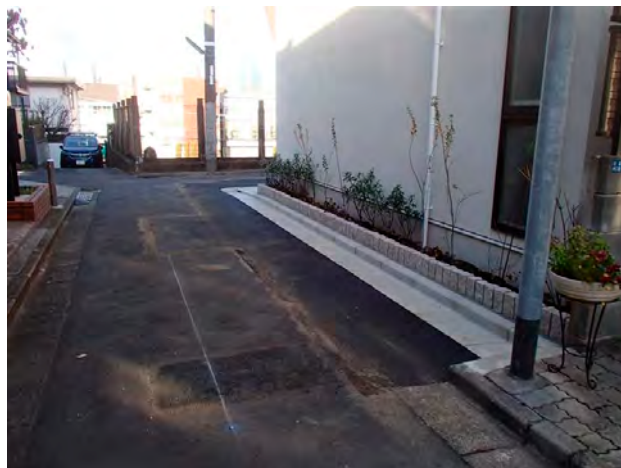
○ 年度別実績（拡幅協議延長）

年度 種別	3	4	5
協議件数	48 件	40 件	49 件
拡幅延長	828.8m	583.3m	692.6m

整備事例



【施工前】



【施工後】

白金四丁目地区

6-3 道路の維持

(1) 道路維持

所 管 課

各総合支所まちづくり課

1 概 要

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 221km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約 8 割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、各総合支所まちづくり課では、直営作業や請負工事等で道路の維持補修及びその他道路構造物の修繕を行っています。

3 請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝等の補修は、請負工事により対応しています。

また、雨水桝のしゅんせつや道路上でへい死した動物（犬猫等）の処理については、業務委託により対応しています。

2 直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視及び定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面及び側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯、ガードレール等の補修等を行っています。

○ 請負工事・業務委託の実績

種別 \ 年度	3	4	5
請負工事			
舗装補修	8,365 m ²	10,353 m ²	4,771 m ²
側溝補修	474.0m	942.2m	559.8m
雨水桝補修	25 か所	44 か所	27 か所
業務委託			
雨水桝しゅんせつ	841 か所	956 か所	980 か所
動物死体処理	146 匹	223 匹	156 匹

6-3 道路の維持

(2) 掘削道路復旧・特殊車両通行許可

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 事業の背景

道路には、上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されており、日常生活を支えています。

そのため、建築に伴う電気、ガス等の供給、施設の維持・補修、電線類の地中化等のために、道路の掘削工事が行われています。

2 港区道路工事調整協議会

区道での掘削工事の計画的かつ合理的な施工の調整を図るために、港区道路工事調整協議会を設置しています。

この協議会は、区、警察署、各関係公益事業者によって構成され、定期的に区内全体における各事業者の占用工事を調整するとともに、追加発生する個別工事についても随時調整しています。

3 掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照らして審査し許可するとともに、道路の掘削を伴う場合においては、掘削跡の復旧までの技術的な指導と監督を行い、道路をより良好な状態に保つことに努めています。

○ 占用企業者復旧実績

種別 \ 年度	3	4	5
自 費 復 旧	2,215 件	2,441 件	1,218 件
受 託 復 旧	19 件	20 件	25 件
舗装復旧面積	26,528 m ²	57,614 m ²	35,074 m ²

4 自費工事

建築工事等で、道路の構造や道路附属物を区の基準に基づき一時的に、又は永久的に改良等する際、道路を適切に維持管理するために内容を審査し、工事を承認しています。

5 沿道掘削

建築工事等で、道路端から民有地側への一定の範囲を指定した沿道区域内を掘削する場合、道路への影響がないように工事を指導するとともに、道路が傷つけられた場合は原状回復させています。

○ 自費工事及び沿道掘削承認実績

年 度	3	4	5
自 費 工 事 承 認 件 数	297 件	363 件	357 件
沿 道 掘 削			
件 数	110 件	104 件	115 件
延 長 (m)	5,277	3,111	5,399

6 特殊車両通行許可

特殊車両とは、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的車両の制限値を超えた車両のことです。

道路法及び車両制限令に基づき特殊車両が公道を通行する場合には許可が必要となります。

許可する場合は、必要に応じて徐行や夜間走行等の条件を付しています。

○ 特殊車両許可台数

年 度	3	4	5
台 数	37,729 台	41,861 台	39,456 台

6-3 道路の維持 (3) 私道整備

所 管 課

各総合支所まちづくり課

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置されています。

現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしています。

区は、「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、舗装及び排水施設の新設・改修工事について、私道の土地所有者などからの工事委託申請書を受け、工事費（受託施工）を助成しています。

○ 私道整備助成の年度別実績

種別 \ 年度	3	4	5
アスファルト系舗装	1,236 m ²	544 m ²	1,136 m ²
コンクリート系舗装	10 m ²	6 m ²	8 m ²
排水施設（排水管）	239.8m	93.1m	291.9m
排水施設（側溝）	38.3m	20.6m	285.5m
排水施設（雨水桝）	14 か所	40 か所	34 か所

整備事例



高輪地区



高輪地区

6-3 道路の維持 (4) 街路灯

所 管 課

各総合支所まちづくり課
各総合支所協働推進課

1 概 要

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として2か月に1回程度、区の職員により夜間の巡回点検を実施して不点对応や修繕を行っています。

耐用年数を超えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能を更新しています。

○ 街路灯新設等の実績

（単位 基）

種別 \ 年度	3	4	5
街路灯の新設・建替え	92	113	112
防犯灯設置助成基数	9	1	5
防犯灯補助基数	1,844	1,817	1,781
商店街灯補助基数	417	415	410

2 省エネルギー対策の変遷

平成23年度より、大型街路灯（水銀ランプ200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハライドランプに交換することで、省エネルギー化を進めてきました。平成26年度にLEDを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのLED化を順次進めており、一部区域を除き令和2年度に完了しました。

また、平成29年度には、約5,000基全ての小型街路灯をLED（10W未満）にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

整備事例



大型街路灯LED化

6-3 道路の維持 (5) 道路植栽

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯などの道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

なお、樹種については、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意向や地域特性に配慮しながら選定しています。

平成10年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2 道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良等により維持管理しています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植樹してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成25年度から、3年に1度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。

なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等しています。

○ 年度別道路植栽管理実績

年度		3	4	5
区分				
街路樹等新設	高木[本]	30	0	145
	中低木[株]	0	0	5,748
	地被類[株]	0	0	5,433
補植等整備	高木[本]	89	27	121
	中低木[株]	262	646	1,467
	地被類[株]	119	270	468
街路樹等せん定[本]		2,232	1,822	1,977
植樹帯等刈込み[m]		17,197	21,464	23,358
街路樹病虫害防除[本]		0	1	0
街路樹植樹帯等施肥[本]		0	0	0
防寒(霜除け)[本]		0	0	0
街路樹フラワーランド事業[か所] (総数)		411	413	441

6-3 道路の維持

(6) その他 交通安全施設・坂名標識・公衆便所

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 交通安全施設

各総合支所まちづくり課では、歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識及び道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。令和5年度は、芝地区及び麻布地区において、デザイン防護柵を設置しました。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部等に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点等、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○ 交通安全施設の工事実績

年度 種別	3	4	5
ガードレール等の施工	204.1m	230.8m	3,486.4m
すべり止め舗装の施工	709 m ²	1,116 m ²	1,665 m ²
視覚障害者誘導用ブロックの施工	290 m ²	321 m ²	27 m ²
道路標識等の施工	13 本	10 本	24 本
道路反射鏡の施工	15 本	12 本	7 本

2 坂名標識

港区は、都内でも有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小

話の材料や芝居に取入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、坂名のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの及び坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 148 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3 公衆便所

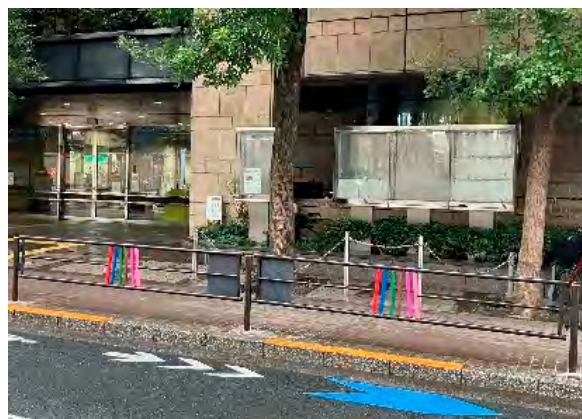
現在、公衆便所は、区内に 31 か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから、常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆便所の巡回及び点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭等に配慮しながら実施しています。

また、区は、令和5年4月に「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針を策定しました。

今後は、整備方針に基づき、誰もが安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを計画的に整備していきます。

整備事例



麻布地区（デザイン防護柵）

6-4 橋りょうの整備・維持

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 概 要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが12橋、運河に架かる橋りょうが18橋、区道を跨ぐ橋りょうが1橋で合計31橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、5年に1回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えに当たっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備しています。

2 橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上、老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間の確保のため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

○ 橋りょう整備工事の年度別実績 (単位 橋)

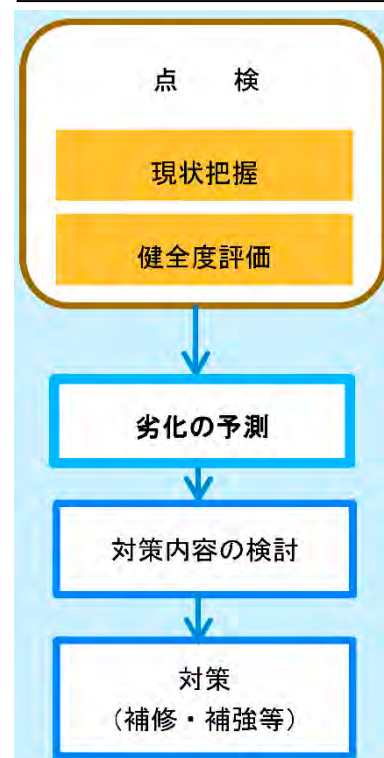
年度 種別	整 備 総 数	3	4	5
橋りょう整備	24	—	—	—

3 橋りょうの維持

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などの維持管理を行っています。

平成24年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理しています。

予防保全型管理の流れ



整備事例



楽水橋の塗装及び伸縮装置取替

6-5 公園等の整備・維持

(1) 公園・児童遊園の整備

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 公園・児童遊園の整備

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化など、社会状況の変化の中で快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場、災害時の広域避難場所や地域集合場所、更には緩衝地帯としての役割等、多くの機能を持っています。

近年、ビル及び舗装面の増加等によるヒートアイランド現象が顕著になっています。公園や緑地の存在は、その緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そこで、大規模な開発に併せて公園や緑地の空間を確保したり、芝浦水再生センターや芝給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

また、公園・児童遊園の整備に当たっては、地域特性を踏まえながら、地元の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりにも取り組んでいます。

整備事例



一の橋公園

2 住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用しています。

ワークショップは、計画の初期段階から地域住民の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域のご意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3 公園・児童遊園の整備実績

令和5年度は一の橋公園において、復旧整備工事を実施しました。一の橋公園は、東京都が水害対策の一環として整備する地下調節池を含む古川整備事業により、公園内を作業ヤードとして利用するため、平成20年度から一時休止していました。復旧整備に当たっては、地域の意向や特性を反映し、水景施設や親水空間を備えた憩いの場を創出しました。

整備事例



一の橋公園

6-5 公園等の整備・維持

(2) 公園・児童遊園の維持等

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 公園・児童遊園の維持

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除等、日常の維持管理を行っています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年3～4回を目途に季節の草花を植えています。



三田綱町児童遊園（複合遊具取替）

2 公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。占用等については、一般の利用目的以外に必要な最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等に一時的な使用などを認めています。

児童遊園については、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外は制限しています。

○公園占用・使用許可件数

年 度	3	4	5
件 数	881	820	834

○児童遊園等使用許可件数

年 度	3	4	5
件 数	88	102	123

3 指定管理者による管理・運営

区は、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園を管理・運営しています。

4 子どもの遊び場づくり事業（プレーパーク、あそびのきち）

区は、「港区子ども・子育て支援事業計画」、「港にぎわい公園づくり推進計画」及び「子どもの遊び場づくり 20 の提言」に基づき、プレーパーク事業及びあそびのきち事業に取り組んでいます。

プレーパーク事業は、子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくことを目的とし、令和5年度は、有栖川宮記念公園、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場で実施しています。

あそびのきち事業は、子どもたちの健やかな成長と保護者の在宅子育てを支援するため、令和3年度から亀塚公園で実施しています。

プレーパーク事業及びあそびのきち事業の実施に当たっては、運営を担う住民組織と支援を行う区とのお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、区は実施場所や実施回数を増やしながら、住民組織による運営を目指すとともに、運営を担う新たな住民組織などの地域団体を発掘し、5地区での展開を目指します。

6-5 公園等の整備・維持

(3) 緑地の整備・維持

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 概 要

人と緑の関わりを取戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和 63 年 3 月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在 42 か所の緑地を管理しています。

今後も、運河の護岸整備や開発等に伴い区に提供される緑地を整備、開放していきます。

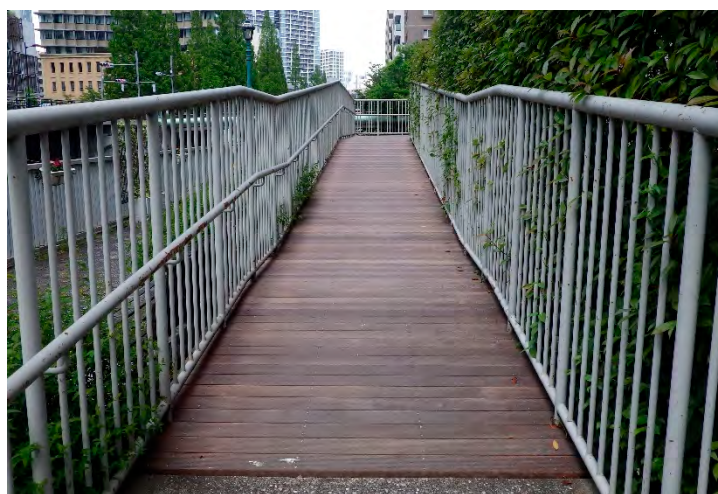
2 緑地の維持

緑地を日々安全で快適に利用できるよう植込地等のせん定や刈込み、清掃や施設の補修など、日常の維持管理を行っています。

整備事例



古川沿緑地
木杭補修



新芝運河沿緑地
スロープ改修

6-5 公園等の整備・維持

(4) 遊び場の整備・維持

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 遊び場（遊休地の一時開放）

港区遊び場対策本部が「港区遊び場の設置基準」等に基づき、遊休地や寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備し、維持管理しながら開放しています。

2 遊び場の維持

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検、施設の補修及び改修工事を行っています。

整備事例



港南三丁目遊び場
バリアフリースイレ扉改修



白金台三丁目遊び場
ランプ取替

6-5 公園等の整備・維持

(5) 都市計画公園の整備

所管課

土木課

1 事業の概要

都市計画公園は、区内の貴重なオープンスペースとして都市に潤いを与え、ヒートアイランド現象緩和の役割を担うなど、安全、安心な区民生活と機能的な都市活動を確保する都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定した公園です。都市計画公園を計画的に整備することで区民の憩いや交流が図られるとともに、災害時には地域集合場所となるなど、防災活動拠点機能も確保されます。

都市計画公園三田台公園は、昭和32年の都市計画決定後、計画区域を変更しながら整備を進め、現在は計画区域約2.1haのうち、区立亀塚公園と区立三田台公園を合わせた約1.48haを供用しています。

亀塚公園は、三田三丁目側の出入を確保するため、平成15年に都市計画公園区域を拡大し、平成19年度に整備工事を完了しました。

三田台公園は、平成16年度に取得した隣接地を翌年にビオトープエリアとして整備しました。事業認可取得後、平成23年度に用地取得し、平成26年度には、ビオトープの見通しの改善を図るため、隣接地の取得と暫定整備しました。平成29年度には、事業認可区域内の未買収地1か所を取得し、令和2年10月に暫定整備しました。令和2年度は、事業認可区域

を拡張（約0.02ha）するとともに未買収地1か所を取得しました。令和3年度は、事業認可区域を拡張（約0.03ha）し、令和4年度に未買収地1か所を取得しました。

2 経緯

- ・平成23年1月24日 事業認可取得
- ・平成23年度 用地取得（228㎡）
- ・平成26年2月6日 事業計画変更（期間延伸）
- ・平成26年10月24日 事業計画変更
（区域変更・期間延伸）
- ・平成26～28年度 用地取得・暫定整備（421㎡）
- ・平成29年度 用地取得（218㎡）
三田台公園整備工事
（多目的広場の整備）
- ・平成30年3月13日 事業計画変更（期間延伸）
- ・令和2年3月27日 事業計画変更（期間延伸）
- ・令和2年11月6日 事業計画変更
（区域変更・期間延伸）
- ・令和2年度 通路整備・用地取得（142㎡）
- ・令和3年12月10日 事業計画変更
（区域変更・期間延伸）
- ・令和4年度 用地取得（323㎡）

3 今後の予定

令和6年度は、引き続き用地取得を進めていく予定です。

○ 都市計画公園 三田台公園



6-6 河 川 等 の 管 理

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 河 川 等

区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、2級河川である古川と汐留川を管理しています。

また、法定外公共物である古川支流（海岸1-5 古川河口～海岸1-4 竹芝通り付近まで）を管理しています。

河川・河川管理施設の維持管理及び維持修繕を行っており、護岸の日常点検や除草、清掃等や河床については、平常時における適切な流れの確保と増水時の対策として流路整正しています。

また、河川監察や河川占用許可等を行っています。

○ 河川の占用許可件数

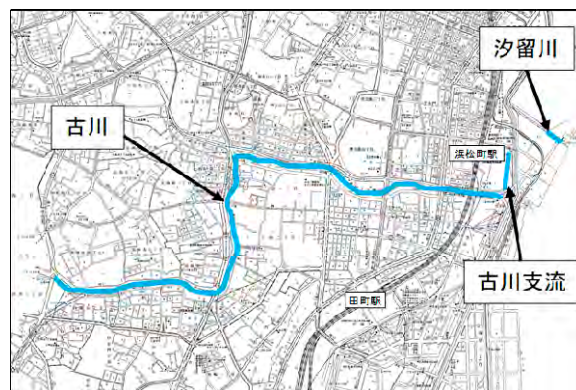
年 度	3	4	5
件 数	180	173	178

2 排水施設

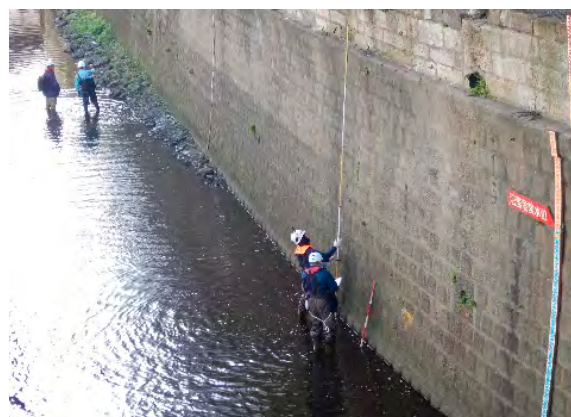
旧海岸線に走るJR線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区とJR山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ特別区道第241号線では、道路機能を常に確保するために、ポンプによる排水施設を設けています。

- (1) 排水場の名称 車町排水場
- (2) 所 在 地 芝浦4-3-30
- (3) ポンプ規格 2.3m³/min×8.6m×2基

位置図



点検業務委託写真



流路整正写真



6-7 水 防
(1) 水 防 計 画

所 管 課

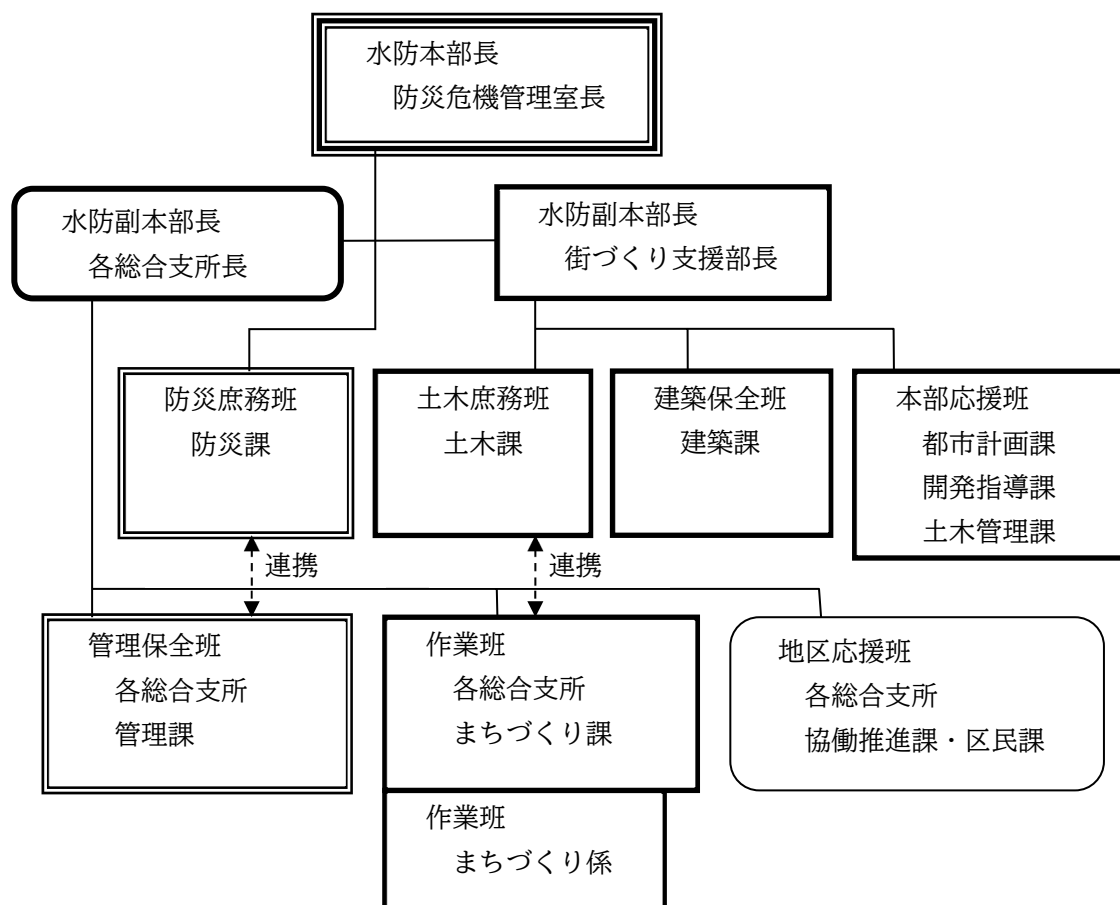
防 災 課
土 木 課
各総合支所まちづくり課

1 概 要

近年多発する集中豪雨、大型台風等を原因とする河川の洪水による道路の冠水、浸水被害等に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

2 水防組織

- ・ 防災危機管理室長（水防本部長）は、水防本部を設置し、区民の避難に関する情報の収集や避難指示の発令、警察署や消防署への情報提供等をします。
- ・ 街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報を収集します。
- ・ 各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設、運営、また、各総合支所内の態勢を取りまとめます。
- ・ 各総合支所協働推進課及び区民課は、町会・自治会等への避難情報の周知、状況により管理課及びまちづくり課を応援します。



3 水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種 類		基 準 及 び 内 容
情報確認態勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢
情報連絡態勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢
警戒配備態勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢
水防本部	第1次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第2次 非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第3次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢

※ 気象情報とは気象庁が発表する港区における大雨・洪水・高潮・津波のいずれかに関する注意報または警報

4 水防備蓄資機材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管され、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

※ 資機材一覧は、「港区の地域行政」（総合支所・事業概要）に記載

6-7 水 防

(2) 雨水流出抑制施設設置指導

所 管 課

土 木 課

近年、市街化の進展に伴って、地表がコンクリートやアスファルトで覆われることにより、雨水の地下浸透率が低下し、雨水の多くは下水道や河川に流れ込むようになりました。このため短時間に集中して大雨が降ると道路が冠水したり、古川の水位が急激に上昇する現象が発生しています。

これらの豪雨対策として、東京都と区は連携した取り組みを実施しています。

東京都は下水道の再構築、古川地下調節池などの治水事業を実施し、区は下水道施設や河川への負荷を軽減するために、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」を策定し、建築物の新築、改築等の際、敷地内に降った雨水を直接下水道へ放流するのではなく、一旦敷地内の雨水貯留施設へ貯めることや雨水浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ等）を設置することなど、敷地内に雨水を浸透させるよう指導しています。

雨水流出抑制施設設置の対象は公共的な事業や250㎡以上の敷地において、個人、民間企業等が建築物の新築若しくは増改築又は駐車場の新設、増設若しくは改修を行う際としており、敷地内への雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置をお願いしています。

雨水を地下に浸透させることは、豪雨対策のみならず、樹木の育成、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和などにも有効で、自然の水循環や生態系を維持する上でも積極的に推進していく必要があります。

○ 設置指導件数

(単位 件)

年 度	3	4	5
設置指導数	116	94	108

市街化が進む前

地上に降り注いだ雨水の一部は、地中へ浸透し地下水となり、またその他の一部は水田等で貯留されていました。そのため、地表を流れ、河川に直接流れ込む雨水は抑制されていました。



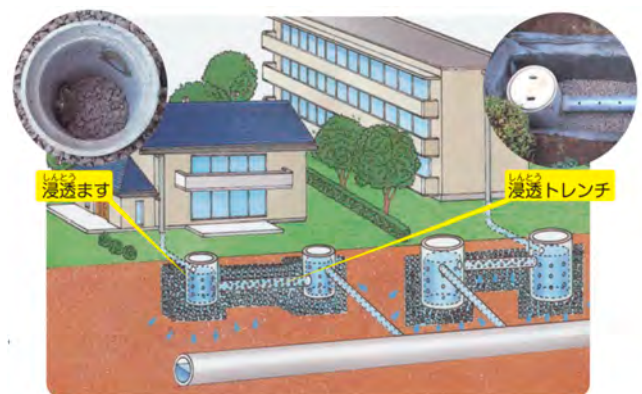
市街化が進んだ後

森林や水田が減少し、地表がコンクリートやアスファルト等で覆われることで、雨水が下水道や河川に短時間で流れ込むようになります。浸透域の減少により、湧水量の減少が懸念されます。



出典：「雨水貯留施設の設置に対する支援措置のご案内」
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会

浸透ます・浸透トレンチ



(出典) 東京都総合治水対策協議会パンフレット みんなで考えよう！水害に強いまちづくり

第7章 景觀

7-1 景観事業

所 管 課

都 市 計 画 課
開 発 指 導 課

1 景観事業に関する取組

区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、景観に関する取組を開始しました。また、平成14年3月に「港区都市景観づくり要綱」を制定し、建築計画に対して景観アドバイザー制度を活用した助言・指導を開始しました。

平成16年6月に景観法が公布された後、平成21年6月に「港区景観条例」を施行し、景観行政団体に移行するとともに、同年8月には「港区景観計画」を策定し、港区景観計画に定める景観形成基準に基づいた助言・指導や、景観に対する意識の普及啓発を行ってきました。

平成27年12月には港区景観計画を改定し、平成28年4月から、これまで以上にきめ細かに助言・指導しています。

また、平成29年12月には「港区屋外広告物景観形成ガイドライン」を策定し、平成30年4月から屋外広告物についても事前協議の対象とし、景観誘導に取り組んでいます。

2 港区景観条例、景観法に基づく指導・誘導

港区景観条例に基づく景観アドバイザー制度を活用した助言・指導や、景観法に基づく届出制度を活用し、地域特性に応じた景観形成に取り組んでいます。

○ 港区景観条例に基づく事前協議件数

年度	3	4	5
建築物等（件）	157	132	143
屋外広告物（件）	586	713	806

3 普及啓発事業

(1) 景観表彰

良好な景観の形成に関して功績のあった施設等を表彰することで、広く景観に対する

意識の向上を図ることを目的として、平成23年度に景観表彰制度を創設しました。賞の種類と対象は、以下のとおりです。

① 景観街づくり賞・景観街づくり賞奨励賞（平成23年度創設）

区と景観協議を行った民間施設のうち、前々年度に完了報告書が提出されたもの

② 景観街づくり賞特別賞（平成24年度創設）

良好な景観の形成に功績のあった民間施設・民間活動で、区長が特に認めるもの

③ 区民景観セレクション（平成29年度創設）

「区民が誇り、愛着を持つ景観」として区民等により応募されたもの

○ 令和5年度港区景観表彰受賞施設等

景観街づくり賞	景観街づくり賞特別賞
HOMAT SHARON 	港区アドプト・プログラム登録団体（活動継続5年を経過した団体）
虎ノ門ヒルズレジデンス ルタワー 	区民景観セレクション 都会のプライベートガーデン 
銀泉西新橋ビル 	季節と時間のうつろいを受け止める郷土歴史館 

(2) 子ども向け景観パンフレット

子ども達に対する意識啓発として、子ども向け景観パンフレットを作成し、区の窓口で配布しているほか、区立小学校3年生を対象に配布しています。

7-2 屋 外 広 告 物

所 管 課

各総合支所まちづくり課
土 木 課

1 事業の目的

屋外広告物について、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、広告物の倒壊等を防止するために、区は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。

における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、簡易除却件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々の「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

2 違反広告物の是正指導・排除活動

違反広告物の是正指導について、各総合支所

○ 屋外広告物許可実績

種 別	3		4		5	
	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)
広 告 塔	65	5,541,620	44	3,628,940	66	5,348,420
広 告 板	898	30,934,540	913	34,331,380	1,032	35,541,000
電柱・街路灯柱利用	16 (3,685枚)	1,142,350	18 (5,837枚)	1,809,470	25 (3,924枚)	1,216,440
標 識 柱 利 用	1 (684枚)	143,640	1 (624枚)	131,040	1 (623枚)	130,830
そ の 他	77	1,858,000	77	2,210,450	107	2,289,000
計	1,057	39,620,150	1,053	42,111,280	1,231	44,525,690

○ 違反広告物の是正指導実績

年 度	3	4	5
処理件数	1,079	411	99

第8章 建 築 行 政

8-1 建築確認申請等

所管課

建築課

建築基準法及び関係法令の規定に基づき、許可・確認等の審査及び検査を行っています。

建築確認申請等に関する件数は以下のとおりです。※東京都及び指定確認検査機関分は含まれません。

○ 確認申請・計画通知件数

(計画変更を含む。)

年 度	確認申請件数(法第6条)					計画通知件数(法第18条)				
	建築物(法第6条)		昇降機等	工作物	合計	建築物(法第6条)		昇降機等	工作物	合計
	1～3号	4号				1～3号	4号			
3	13	11	5	—	29	7	14	5	—	26
4	5	14	1	—	20	7	16	7	3	33
5	2	15	1	1	19	8	18	4	1	31

○ 構造別内訳件数(建築物のみ)

(計画変更を含む。)

年 度	構造別 申請別	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄 筋 コンクリート造	鉄骨造	コンクリート ブロック造	その他	合 計
3	確認申請	3	—	4	16	—	1	24
	計画通知	—	—	7	14	—	—	21
	合計	3	—	11	30	—	1	45
4	確認申請	1	—	3	15	—	—	19
	計画通知	—	1	7	15	—	—	23
	合計	1	1	10	30	—	—	42
5	確認申請	—	2	2	13	—	—	17
	計画通知	1	—	6	19	—	—	26
	合計	1	2	8	32	—	—	43

○ 建築確認申請等件数

(確認申請、計画通知、許可申請、中間検査、完了検査を含む。)

年 度	3	4	5
件 数	137	118	119

8-2 諸 証 明 等 の 発 行

所 管 課

建 築 課

1 記載事項証明

建築物等の確認済証や検査済証を紛失した等の理由で確認済証がない場合に、確認済証や検査済証が交付済であることの証明書を発行しています。

2 住宅用家屋証明

建築物の登記をする場合は登録免許税が課税されます。

個人が自己の居住のために住宅用家屋を取得した場合に、一定の条件を満たす住宅には軽減措置が設けられています。

3 優良住宅認定

優良な住宅の供給に資する土地の譲渡については、土地の譲渡に係る基本的な課税と比べ、税制上の優遇措置を講ずることにより、良質な住宅の供給の促進と有効な土地利用を確保することとしています。

4 建築計画概要書等の閲覧

違反建築防止等のため、確認済となった建築物及び工作物の概要（建築計画概要書・築造計画概要書）を閲覧できます。

○ 発行件数

種 別 \ 年 度	3	4	5
記 載 事 項 証 明	6,804	6,789	6,920
住 宅 用 家 屋 証 明	1,425	1,456	1,960
優 良 住 宅 認 定	1	—	—

○ 閲覧件数

種 別 \ 年 度	3	4	5
建 築 計 画 概 要 書 築 造 計 画 概 要 書	10,103	12,636	11,539

8-3 建築物等の調査・報告	所管課	建 築 課
1 建築物動態統計調査 全国の建築物の動態(着工統計、除却統計等)を明らかにして、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。 結果は国に集約され、建築統計年報として報告されます。 2 外壁材等の落下物調査及び安全化指導 東日本大震災では、都内で外壁材等の落下が多数発生しました。外壁材等の落下のおそれが予想されるものについて、安全化を指導します。 3 定期報告 映画館、ホテル、店舗、共同住宅、学校、病院、事務所等多数の人々が利用する建築物を「特定建築物」といいます。特定建築物は、火災や地震等の災害が発生した際、多数の死傷者を出すおそれがあります。そのため、建築物、防火設備、建築設備の適正な維持管理を図るとともに、安全・衛生・防火及び避難に関する現況を的確に把握する必要があります。また、昇降機、遊戯施設は、利用者の安全確保のため、日常の点検と定期検査を実施することが大切です。 建築基準法第12条では、その所有者に対し、一級建築士等の専門の技術者に依頼して建築物等の維持管理状態を調査又は検査し、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。 (1) 特定建築物の定期調査報告 特定建築物の用途・規模により、毎年又は3年ごとに維持管理状態を調査して報告する制度です。		(2) 防火設備の定期検査報告 特定建築物に設けられている防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャー等。ただし、火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動するものに限る。)について、毎年、作動状況を検査して報告する制度です。 (3) 建築設備の定期検査報告 特定建築物に設けられている建築設備(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備)について、毎年、劣化状況等を検査して報告する制度です。 (4) 昇降機の定期検査報告 建築物に設けられている昇降機(エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機)について、毎年、劣化状況等を検査して報告する制度です。 (5) 遊戯施設の定期検査報告 遊戯施設について、毎年2回、劣化状況等を検査して報告する制度です。

8-4 建築行政に関する要綱等

所管課

建築課
開発指導課

1 概要

都市環境の整備、居住環境の向上、定住人口の確保、障害者に対する配慮等、住みよい港区を目標に、区は次の要綱等を制定し、指導しています。

2 港区住宅型総合設計許可要綱

この制度は、都心圏の既成市街地等における環境の整備改善に役立つ敷地内空地の創出と併せて市街地住宅の供給の促進、良質な住宅ストックの形成に役立てることを目的とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その容積率を緩和する制度です。

(1) 基本目標

良好な市街地環境の向上に役立つ建築計画となるよう、事業者を指導・誘導するため、総合設計の運用に当たっての基本目標を次のとおり定めています。

- ① 市街地環境の整備改善
- ② 良質な建築・住宅ストックの形成
- ③ 公共施設機能の補完
- ④ 市街地の防災機能の強化
- ⑤ 福祉のまちづくりの促進
- ⑥ 住宅の量的拡大から質の向上への転換
- ⑦ 少子高齢社会にふさわしい住まいの整備
- ⑧ 敷地の集約による質の高い市街地形成
- ⑨ 良好な都市景観の創造
- ⑩ 緑化の推進
- ⑪ 低炭素型都市づくりの推進

(2) 制度種別

① 住宅供給促進型総合設計

割増容積率に相当する床面積以上を住宅（一住戸の専用面積が55㎡以上のものをいう。）とし、かつ、住宅の戸数が10戸以上の主たる用途が共同住宅である建築計画に適用

② 共同住宅建替誘導型総合設計

建築後30年を経過した主たる用途が共同住宅を建替える建築計画に適用

③ 長期優良住宅型総合設計

認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築し、及び維持保全するもので、主たる用途が共同住宅である建築計画に適用

(3) 経緯

・昭和60年6月1日

港区市街地住宅総合設計許可要綱施行

・平成17年6月1日

同要綱全部改正、施行

・令和2年9月1日

同要綱一部改正、施行

・令和4年4月1日

同要綱一部改正、施行

○ 総合設計許可申請件数等（区・都所管件数等の合計）

年度	件数	敷地面積	公開空地面積	住戸数
3	4	約14,017㎡	約7,304㎡	608戸
4	4	約20,564㎡	約9,235㎡	924戸
5	3	約5,962㎡	約3,081㎡	444戸

※東京都が所管する建築物については、共同住宅以外も対象

3 港区福祉のまちづくり整備要綱等

全ての区民が、公共的建築物等を安全かつ快適に利用できるように、整備・改善を促進し、福祉のまちづくりを推進しています。

一定規模以上の建築物を新設又は改修する場合、港区福祉のまちづくり整備要綱又は東京都福祉のまちづくり条例の規定に基づき、工事着手の30日前までに、事業者から届出を求めています。

○ 届出件数

年	3	4	5
件 数	107	127	129

4 港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

建築物の解体工事は、騒音・振動等による周辺的生活環境への影響が大きく、事前周知等が不十分であると、近隣トラブルにつながります。

この要綱は、建築物の解体工事や石綿除去工事に当たり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告することや、工事の発注者等が工事の内容を近隣の住民の方々に周知することで、石綿の飛散と紛争を防止し、工事の適正化を図ることを目的とし、平成20年6月1日から施行しています。令和5年3月より、電子申請による受付を開始しました。

○ 報告件数

年 度	3	4	5
件 数	544	823	981

8-5 地盤情報システム

所管課

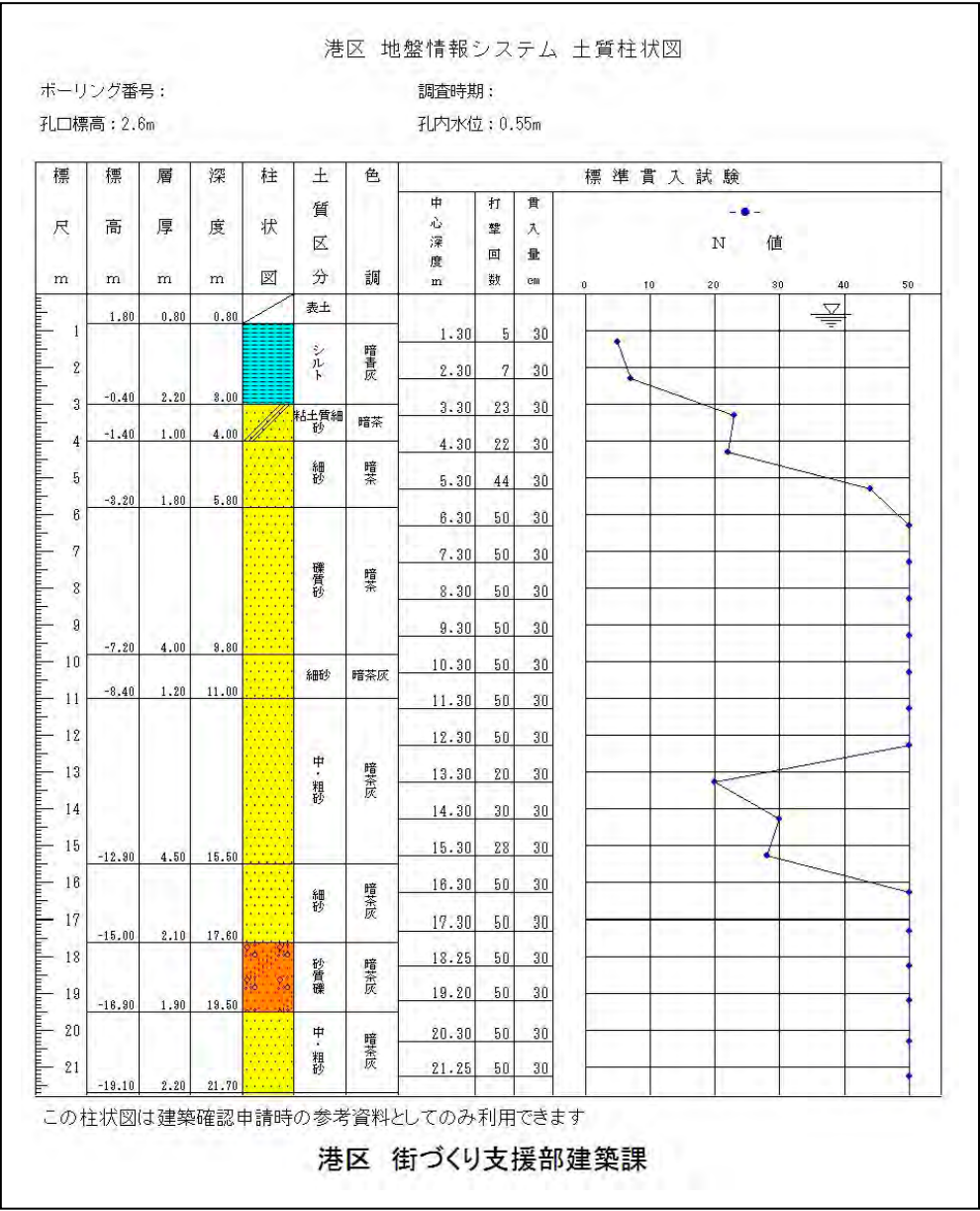
建築課

地盤情報システムは、確認申請時等に提出された約 15,000 か所のボーリングデータ（土質柱状図）を蓄積し、データ化したものです。

ボーリングデータには、土質区分や標準貫入試験によるN値（地盤の工学的性質を求める数値）などの情報が記載されています。

建築構造設計の立案時における支持地盤の想定や、液状化対策の必要性を判断する材料などに広く役立てるため、本データを提供しています。

○ 土質柱状図 例



8-6 建築物に関する紛争の調整

所管課

建 築 課

1 建築紛争の調整と相談

昭和 54 年に制定、施行された「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく、標識設置届等の届出書類の処理、建築紛争の相談、あっせん、調停委員会に対する手続の事務を行っています。

2 条例に関する届出件数等

○ 「標識設置届」届出件数

年 度	3	4	5
件 数	132	124	122

○ 「隣接関係住民説明会等報告書」届出件数

年 度	3	4	5
件 数	128	125	123

○ 「建築紛争調停委員会」開催回数

年 度	3	4	5
回 数	2	4	3

○ 文書陳情件数

年 度	3	4	5
件 数	3	10	9

○ 紛争内容別件数

紛争内容 \ 年度	3	4	5
日 照 阻 害	—	2	1
電 波 障 害	—	—	—
風 害	—	—	—
圧迫感・プライバシー	1	—	—
工 事 被 害	1	2	1
交 通 公 害	—	—	1
景 観 ・ 街 並 み	—	1	1
そ の 他	1	5	5
計	3	10	9

8-7 違反建築工事の防止と是正

所 管 課

建 築 課

建築基準法等に違反する建築工事が行われると、その建築物に住み、使用する人の生命・健康に悪影響を及ぼし、周囲の生活環境を乱して都市機能を害することがあり、秩序ある街づくりの妨げとなります。

区は違反建築の防止のため、パトロール・中間検査を行うとともに、区民、他官公署からの連絡等により現場を調査します。違反の事実があった場合には、人命尊重、公益の確保を優先して是正指導をしています。

○ 保健所からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
3	728	96
4	640	86
5	860	83

○ 警察署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
3	350	55
4	318	50
5	347	39

○ 消防署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
3	15	14
4	17	14
5	14	13

○ 区民からの問合せ

年度	問合せ件数
3	51
4	36
5	28

8-8 分別解体等の届出等

所管課

建築課

1 背景

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会の在り方が招いた最終処分場のひっ迫や不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題において、建設廃棄物は、環境に非常に大きな負荷を与えています。この現状を打開し、循環型社会の形成に役立てるため、平成12年5月31日、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定され、建設工事の施工から廃棄物の発生・再資源化・再利用に関して、以下のとおり実施することが義務付けられました。

- (1) 発注者による工事の事前届出
- (2) 発注者と受注者間及び受注者相互間の契約手続きの整備
- (3) 解体工事業者の登録

平成14年5月30日に、法律が施行され、対象建設工事の発注者による分別解体等の事前届出（国の機関及び地方公共団体等にあつては通知）が義務付けられ、政令第9条に基づき、区で申請を受け付けています。令和4年11月より、電子申請による受付に移行しました。

2 対象建設工事

- (1) 建築物の解体工事
床面積の合計が80㎡以上
- (2) 建築物の新築・増築工事
床面積の合計が500㎡以上
- (3) 建築物の修繕・模様替等工事
請負金額が税込1億円以上
- (4) 建築物以外の工作物の工事
請負金額が税込500万円以上

○ 分別解体等の届出等件数（区扱い）

年度	届出件数（法第10条）				通知件数（法第11条）			
	解体	新・増築、修繕等	建築物以外	合計	解体	新・増築、修繕等	建築物以外	合計
3	238 (2)	117 (-)	168 (-)	523 (2)	4	9	147	160
4	251 (3)	104 (-)	216 (-)	571 (3)	6	7	170	183
5	260 (-)	123 (-)	226 (-)	609 (-)	3	6	177	186

（ ）内の数値は、変更届出件数

8-9 道路位置指定

所管課

開発指導課

1 道路位置の指定

(建築基準法第42条第1項第4号)

都市計画法等による新設又は変更の事業計画のある幅員4m以上の道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁（港区）が指定したものをいいます。

指定を受けた土地については、道路としての構造形態を備えていなくても道路として扱われます。

都市計画法等の事業に基づく道路は、道路となる位置が決定してから工事が完了するまでに一定の期間を要します。その間、道路となる予定の土地について新たな建築行為を禁止するとともに、指定した道路に接した土地については道路があることを前提とした建築物等の建築を認めることができます。

(建築基準法第42条第1項第5号)

土地を建築物の敷地として利用するために建築基準法に基づいて造られる幅員4m以上の道（主として私道）で、特定行政庁（港区）から位置の指定を受けたものは、建築基準法上の道路として扱われます。

位置の指定を受けるためには、建築基準法施行令第144条の4の基準を満たし、建築基準法施行規則第9条及び港区建築基準法施行細則第17条の申請書等を港区に提出する必要があります。

2 私道の変更・廃止

位置の指定を受けた道路その他の私道を変更又は廃止しようとするときは、指定の手続を準用します。

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定（建築基準法第43条第1項及び第3項）に抵触する場合は、その変更・廃止を禁止又は制限しています。

○ 道路の指定等件数

種 別 \ 年 度		3	4	5
指 定 ※ 上 段 1 項 5 号 下 段 1 項 4 号	件 数 (件)	0	0	0
		2	1	8
	延 長 (m)	0	0	0
		578.41	2.21	940.34
廃 止	件 数 (件)	4	7	7
	延 長 (m)	110.47	208.04	684.63
変 更	件 数 (件)	0	0	0
	廃止延長 (m)	0	0	0
	指定延長 (m)	0	0	0
原図写しの交付 (件)		1,062	1,025	962

第9章 土地情報及び土地取引の規制

9-1 土地情報

所管課

都市計画課

1 土地取引情報の概要

区が街づくりを進めていく上で、土地情報（土地取引・所有・利用の状況や土地価格等に関する情報）を十分に把握することが必要になります。そのため、区は国・東京都の刊行物、土地情報誌等により土地情報の収集に努めています。

この中で、収集した土地の取引・所有・利用の状況は次のとおりです。

2 面積規模別土地売買状況（東京都「土地関係資料集」から）

区内における面積規模別土地売買状況は表1のとおりです。

○ 表1 面積規模別土地売買状況

（単位 件・㎡）

区分 年		50㎡ 未満	50㎡ 以上 100㎡ 未満	100㎡ 以上 150㎡ 未満	150㎡ 以上 200㎡ 未満	200㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1000㎡ 未満	1000㎡ 以上 2000㎡ 未満	2000㎡ 以上 5000㎡ 未満	5000㎡ 以上 10000㎡ 未満	10000㎡ 以上	合 計
元	件数 面積	769 14,421	369 26,314	174 20,962	103 17,770	101 24,836	51 18,865	30 20,362	6 8,529	1 2,243	0 0	1 14,988	1,605 169,290
2	件数 面積	742 14,863	316 21,984	146 17,674	89 15,416	98 23,361	56 20,844	26 18,414	9 13,483	2 4,498	1 7,246	1 14,988	1,486 172,771
3	件数 面積	604 11,201	301 21,648	134 16,123	103 17,577	71 16,896	51 18,411	22 14,648	12 18,128	3 9,044	0 0	2 27,612	1,303 171,288
4	件数 面積	403 7,879	179 12,688	78 9,435	34 5,745	21 4,884	12 4,520	4 2,460	0 0	0 0	0 0	0 0	731 47,611
5	件数 面積	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

「—」は令和6年8月現在未確定です。

3 個人・法人別民有地面積（東京都「土地関係資料集」から）

区内における個人・法人別の民有地（固定資産税の課税対象地で、国公有地等の非課税地及び区分所有土地に係る分を除く。）の面積は表2のとおりです。

○ 表2 個人・法人別民有地面積（全地目）

区分 年	個人		法人		合計	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
元	1,876 千㎡	23.4%	6,141 千㎡	76.6%	8,017 千㎡	100.0%
2	1,873 千㎡	23.5%	6,101 千㎡	76.5%	7,974 千㎡	100.0%
3	1,846 千㎡	23.3%	6,081 千㎡	76.7%	7,927 千㎡	100.0%
4	1,814 千㎡	23.1%	6,056 千㎡	76.9%	7,871 千㎡	100.0%
5	—	—	—	—	—	—

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

「—」は令和6年8月現在未確定です。

4 民有宅地の用途別内訳（東京都「土地関係資料集」から）

土地の地目のうち「宅地」の用途別利用状況は表3のとおりです。

なお、ここにおける用途区分は地方税法上の区分であり、都市計画法上の用途地域の区分とは異なります。

○ 表3 令和4年民有宅地の用途別内訳

用途 区分	港区		23区	
	面積	構成比	面積	構成比
住宅地区	6,069 千㎡	65.0%	281,854 千㎡	89.1%
商業地区	3,065 千㎡	32.8%	20,221 千㎡	6.4%
工業地区	209 千㎡	2.2%	14,161 千㎡	4.5%
その他	0 千㎡	0.0%	0 千㎡	0.0%
計	9,343 千㎡	100.0%	316,236 千㎡	100.0%

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。

令和5年は令和6年8月現在未確定です。

9-2 土地価格の動向

所管課

都市計画課

1 概要

土地価格の動向については、国土交通省が地価公示法に基づく地価公示価格（毎年1月1日現在）を3月下旬に、東京都が国土利用計画法に基づく東京都基準地価格（毎年7月1日現在）を9月下旬に公表しています。

区内の公示地・基準地の数は、次のとおりです。

- ・公示地(令和6年1月1日現在)
住宅地 26 地点、商業地 51 地点、準工業地 6 地点
- ・基準地(令和5年7月1日現在)
住宅地 9 地点・商業地 27 地点・準工業地 2 地点

2 公示地・基準地の用途別平均価格

区内の公示地及び基準地の用途別平均価格は、表1、表2のとおりです。

なお、公示地・基準地の選定は、その年ごとに変わることもあるので、この平均価格の比が土地価格の変動率とは直接結び付くものではありません。

○ 表1 公示地の用途別平均価格

(単位 千円/㎡)

年 \ 用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
2	2,009	5,163	2,186	4,048
3	2,366	5,064	2,206	3,997
4	2,413	5,037	2,264	4,016
5	2,518	5,149	2,255	4,115
6	2,664	5,512	2,465	4,400

(地価公示価格から)

○ 表2 基準地の用途別平均価格

(単位 千円/㎡)

年 \ 用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
元	1,894	5,244	1,025	4,239
2	1,981	5,410	1,057	4,369
3	2,019	5,381	1,083	4,359
4	2,077	5,451	1,114	4,424
5	2,173	5,760	1,165	4,668

(東京都基準地価格から)

3 公示価格・基準地価格の対前年変動率

公示価格及び基準地価格の用途別対前年変動

率の推移は、表3、表4のとおりです。

○ 表3 公示価格の用途別対前年変動率の推移

(単位 %)

用途 年	住 宅 地		商 業 地		全 用 途 平 均	
	港 区	23 区	港 区	23 区	港 区	23 区
2	6.2	4.6	10.1	8.5	8.7	6.3
3	0.3	▲0.5	▲1.1	▲2.1	▲0.6	▲1.1
4	2.4	1.5	▲0.3	0.7	0.7	1.2
5	3.6	3.4	2.8	3.6	3.1	3.5
6	7.2	5.4	6.5	7.0	6.8	6.0

(地価公示価格から)

○ 表4 基準地価格の用途別対前年変動率の推移

(単位 %)

用途 年	住 宅 地		商 業 地		全 用 途 平 均	
	港 区	23 区	港 区	23 区	港 区	23 区
元	6.0	4.6	9.9	8.4	9.0	6.5
2	2.0	1.4	3.5	1.8	3.1	1.6
3	1.8	0.5	▲0.7	▲0.3	0.1	0.1
4	2.9	2.2	1.8	2.2	2.1	2.2
5	5.0	4.2	5.0	5.1	4.9	4.6

(東京都基準地価格から)

9-3 土地取引に関する届出等

所管課

都市計画課

1 概要

土地の自由な取引が、地価の高騰・土地利用の混乱等土地問題の大きな原因になったことから、土地取引に対して、行政による一定の規制・制限を加えることにより土地問題や都市問題の解決に資するものです。

2 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、昭和47年「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、取引の届出を義務付け、その際公共団体等による土地の売買に関する制度を整備するとともに、土地開発公社の創設による土地の先行取得を通じ、公有地の計画的な拡大を推進しようとするものです。平成24年度から区に権限移譲されています。

(1) 土地を譲渡しようとする場合の届出

一定面積以上の土地を譲渡しようとするときは、区長に届け出なければなりません。

〔届出を必要とする土地〕

ア 都市計画施設（都市計画道路や都市計画公園等）の区域内に所在する土地を含む200㎡以上の土地

イ 道路法により「道路の区域として決定された区域」、都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域」及び河川法により「河川予定地として指定された土地」等を含む200㎡以上の土地

ウ 5,000㎡以上の土地

(2) 土地の買取希望の届出

100㎡以上の土地を所有する人は、区長に対し地方公共団体等による当該土地の買取を申出ることができます。

○ 公拡法に基づく届出・申出件数

年度	届出・申出件数
元	9
2	6
3	15
4	11
5	10

3 国土利用計画法に基づく事務

国土利用計画法は、土地取引に対して許可・届出等により一定の制限を加えるものであり、昭和49年に制定されました。

(1) 土地に関する権利の移転等の届出

一定規模（市街化区域では2,000㎡以上）の土地の取引をしたときは、契約締結後に区を経由して、東京都知事に届け出なければなりません。

※ 平成10年に法律が改正され、従来事前届出制であったものが、原則事後届出制になりました。また、審査対象も予定価格と利用目的とされていたものが、利用目的のみとなりました。

事前届出が必要とされる、監視区域または注視区域は現在区において指定されていません。

○ 国土利用計画法に基づく届出件数

年度	届出件数
元	59
2	34
3	33
4	22
5	44

第 10 章 交 通

10-1 交通安全対策

所管課

地域交通課

1 交通事故の推移

令和5年の全国交通事故死者数は2,678人で、前年比で68人増加しました。

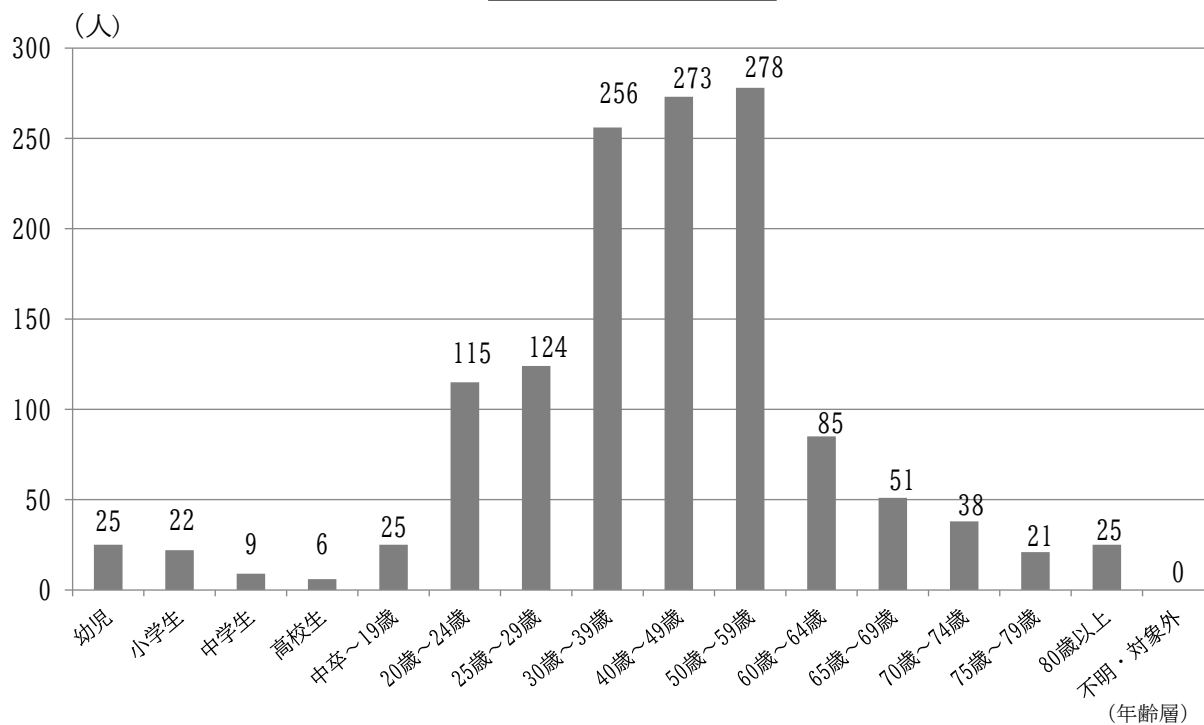
令和5年の区内の交通事故死者数は5人で、前年比で3人増加し、交通事故件数も、前年比で85件増加しました。今後も、交通安全対策の諸施策をより積極的に推進していく必要があります。

○ 港区内の事故件数の推移

区分	年	昭和42	令和2	3	4	5
事故件数(件)		3,547	900	924	1,119	1,204
死者数(人)		24	3	1	2	5
負傷者数(人)		3,773	1,027	1,063	1,232	1,348
計(人)		3,797 (最多)	1,030 (最少)	1,064	1,234	1,353

(令和5年)

年齢別死傷者数



2 交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、交通事故などの交通災害から区民の生命を守り、安全かつ快適な区民生活を確保するため、昭和 48 年以降 11 次にわたって、港区交通安全計画を策定してきました。この計画を基に国、東京都、警察署及び消防署等の関係機関と相互に協力し、区民の参加を得て交通安全対策の諸施策を推進しています。

3 交通安全連絡協議会

区内の地域団体と関係行政機関とが相互の協力体制を確立し、区民とともに効果的な交通安全運動を推進し、交通事故のない、安全で快適な港区を実現するため、港区交通安全連絡協議会を昭和 39 年 5 月に設置しました。港区長を会長とし、区内の各警察署、交通安全協会、道路管理者及び区内の地域団体により構成されています。

交通事故などの交通災害に係る対策は、多くの行政機関にまたがっており、組織を越えた連携が強く要請されています。同時に、交通安全の実現には区民の自覚と主体的な活動が重要であることから、様々な分野における力を結集して推進するため、各種団体の参加も得ています。

協議会は、主として全国的に繰り広げられる春と秋の交通安全運動の実施や交通安全計画等について協議するため開催されています。

4 交通安全運動

区民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、各種の運動を展開しています。

(1) 春、秋の交通安全運動

全国の交通安全運動に合わせて、区内の関係行政機関と団体が連携して年 2 回実施しています。

また、毎月 10 日を交通安全日とし、区内施設をはじめ、警察署や交番等に懸垂幕を掲げ、啓発活動を行っています。

これは、広く区民にやさしさと思いやりのある運転を基調とした交通マナーを呼びかけ、交通事故の発生を未然に防ぐとともに、安全で快適な交通環境を確立するためです。

(2) 港区交通安全のつどい

交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない港区を実現するため、秋の交通安全運動にさきがけ、区内 6 警察署、6 交通安全協会と協力し、交通安全区民の誓い、交通安全教室、アトラクションを題目とし、港区交通安全のつどいを令和 5 年 8 月 31 日に実施しました。

(3) 巡回交通安全教室

幼児を対象とした交通安全教室を実施しています。

保育園や幼稚園を巡回し、映画や交通警察官の講話等を通して、交通ルール、マナーを身につけさせ、交通事故防止を図ることを目的にしています。

○ 実施実績（令和 5 年度）

実施月	実施回数	参加者数
6 月～3 月	88 回	延べ 3,060 人

○ 令和5年の港区交通安全運動実施結果

実施期間	(春) 令和5年5月11日(木)～5月20日(土) (10日間) (秋) 令和5年9月21日(木)～9月30日(土) (10日間)
------	--

交通安全連絡協議会 の開催月日	(春) 令和5年3月30日(木) (秋) 令和5年8月28日(月)
--------------------	--------------------------------------

○ 広報活動

主な項目 \ 運動期間	春	秋	計
広報車等の巡回	期間中毎日	期間中毎日	
広報紙への掲載	75,000部	75,000部	150,000部
チラシ・パンフレット等	29,000枚	29,000枚	58,000枚
ポスター	300枚	300枚	600枚

※この他、立看板、横断幕、懸垂幕等を掲出

○ 交通安全教育

運動期間 主な教育事業		春	秋	計
高齢者交通安全教育等		31回 約5,100人	30回 約4,300人	61回 約9,400人
二輪車交通安全教育等		19回 約600人	22回 約700人	41回 約1,300人
学校等における 交通安全教育	保育園	32回 約3,200人	32回 約3,400人	64回 約6,600人
	幼稚園	12回	12回	24回
	小学校	19回	19回	38回
	中学校	10回	10回	20回
		幼・小・中で 約13,000人		幼・小・中で 約26,000人

※この他、会社、事業所等での運転者講習会や未組織交通安全講習会を実施
また、各学校等にチラシなどを送付し、交通安全教育の指導を依頼

○ 主な行事等

《春の交通安全運動》

名 称	月 日	対 象	実施主体
TOKYO SAFETY ACTION In TOKYO TOWER	5/20	区民・一般	愛宕警察署 交通安全協会
交通安全キャンペーン	5/9	区民・一般	三田警察署 交通安全協会
交通安全パレード	5/7	区民・一般	高輪警察署 交通安全協会
交通事故防止パレード トラックショー	5/5	区民・一般	麻布警察署 交通安全協会
赤坂交通安全のつどい	5/13	区民・一般	赤坂警察署 交通安全協会
キックボード安全利用 キャンペーン	5/14	区民・一般	東京湾岸警察署 交通安全協会

《秋の交通安全運動》

名 称	月 日	対 象	実施主体
TOKYO SAFETY ACTION In TOKYO TOWER	9/30	区民・一般	愛宕警察署 交通安全協会
二輪車利用企業に対する 交通事故防止対策	9/13・27	区民・一般	三田警察署 交通安全協会
二輪車実技教室	9/24	区民・一般	高輪警察署 交通安全協会
体験型交通安全キャンペーン	9/17	区民・一般	麻布警察署 交通安全協会
「ヘルメットをかぶろう」 自転車 SAFETY ACTION	9/30	区民・一般	赤坂警察署 交通安全協会
交通安全のつどい・パレード	9/23	区民・一般	東京湾岸警察署 交通安全協会

(4) ポスターコンクール

区民に交通安全について理解と関心を高めてもらうため、毎年、小・中学生から交通安全ポスターを募集しています。

入賞作品は、ポスターカレンダーやポケットティッシュのデザインに採用し、啓発品として配布しました。

○ 応募数（令和5年度）

小学生の部	23点
中学生の部	301点



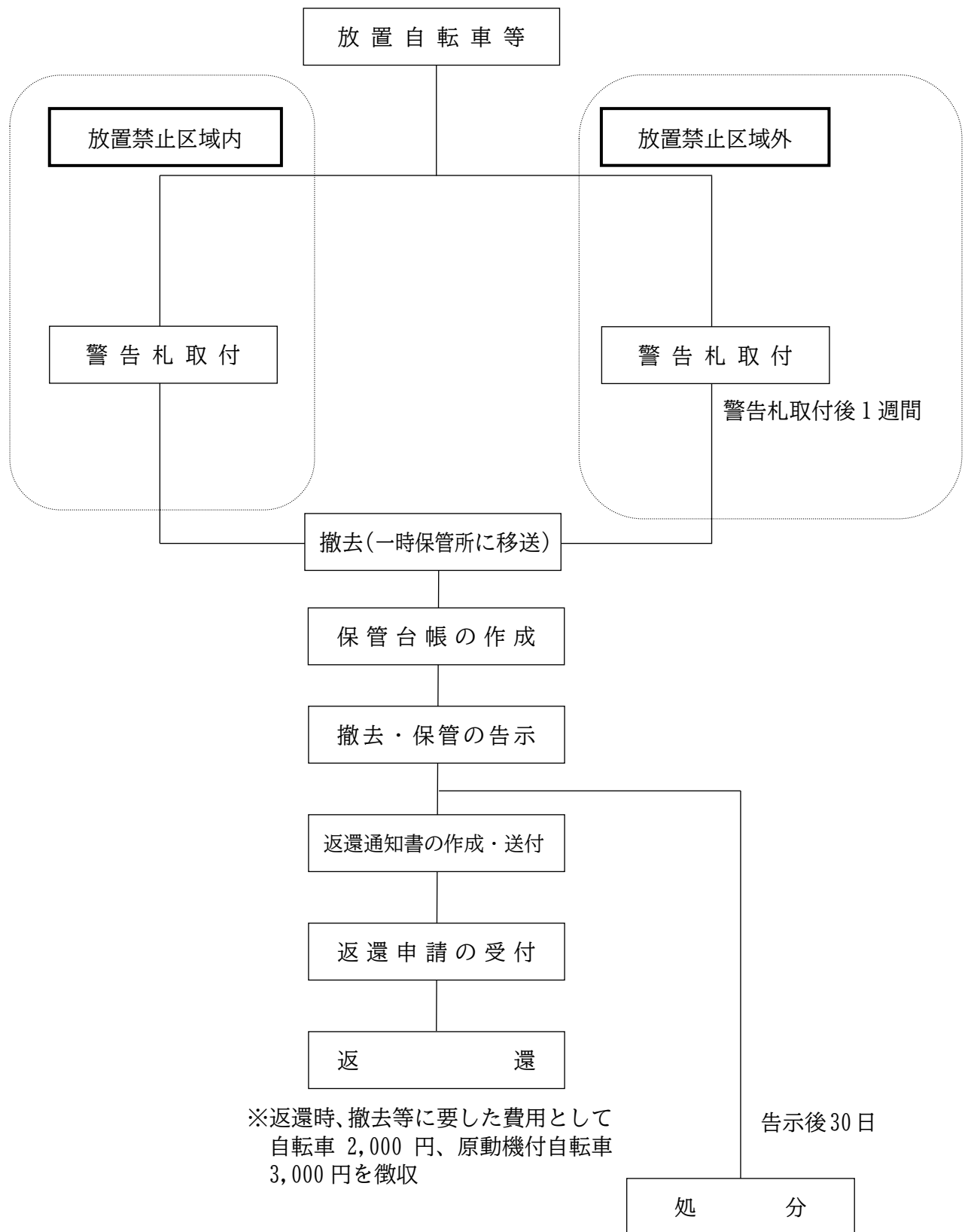
小学生
最優秀作品



中学生
最優秀作品

10-2 放置自転車対策	所管課	地域交通課 各総合支所まちづくり課
1 事業の概要 自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。 誰にでも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーの優れた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。 しかし、自転車利用の増大は、同時に駅周辺における自転車の大量放置により様々な問題を引き起こしています。 令和5年10月末現在で、744台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。 これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。 この対策として、以下の3つを柱とし、交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。 (1) 放置自転車等の抑制 (2) 自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動 (3) 自転車等駐車場の整備 2 警告及び撤去活動 各駅周辺、道路上の放置自転車等の整理、警告及び撤去を随時実施しました。 3 啓発活動 区民、在勤者、在学者に放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を令和5年10月22日から10月31日まで実施しました。 また、広報みなどによるお知らせ、ポスター掲示を行うとともに、自転車等利用者への啓発活動、放置自転車への警告、撤去活動を強化しました。 4 自転車等駐車場の設置義務 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。 令和5年度における設置義務に関する新設の届出件数は7件、設置予定台数は768台です。 5 放置自転車リサイクル事業 平成13年10月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。 令和5年度は保管期限が過ぎた撤去自転車277台を無償譲渡し、277台を販売しました。 6 自転車等駐車場の整備 自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。 また、開発の機会を捉え、開発事業者などに「民設民営自転車等駐車場」の整備を誘導します。 区が条例により設置した自転車等駐車場12施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。		

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図



○ 令和5年度 自転車等駅前乗入台数調査（放置・置場）

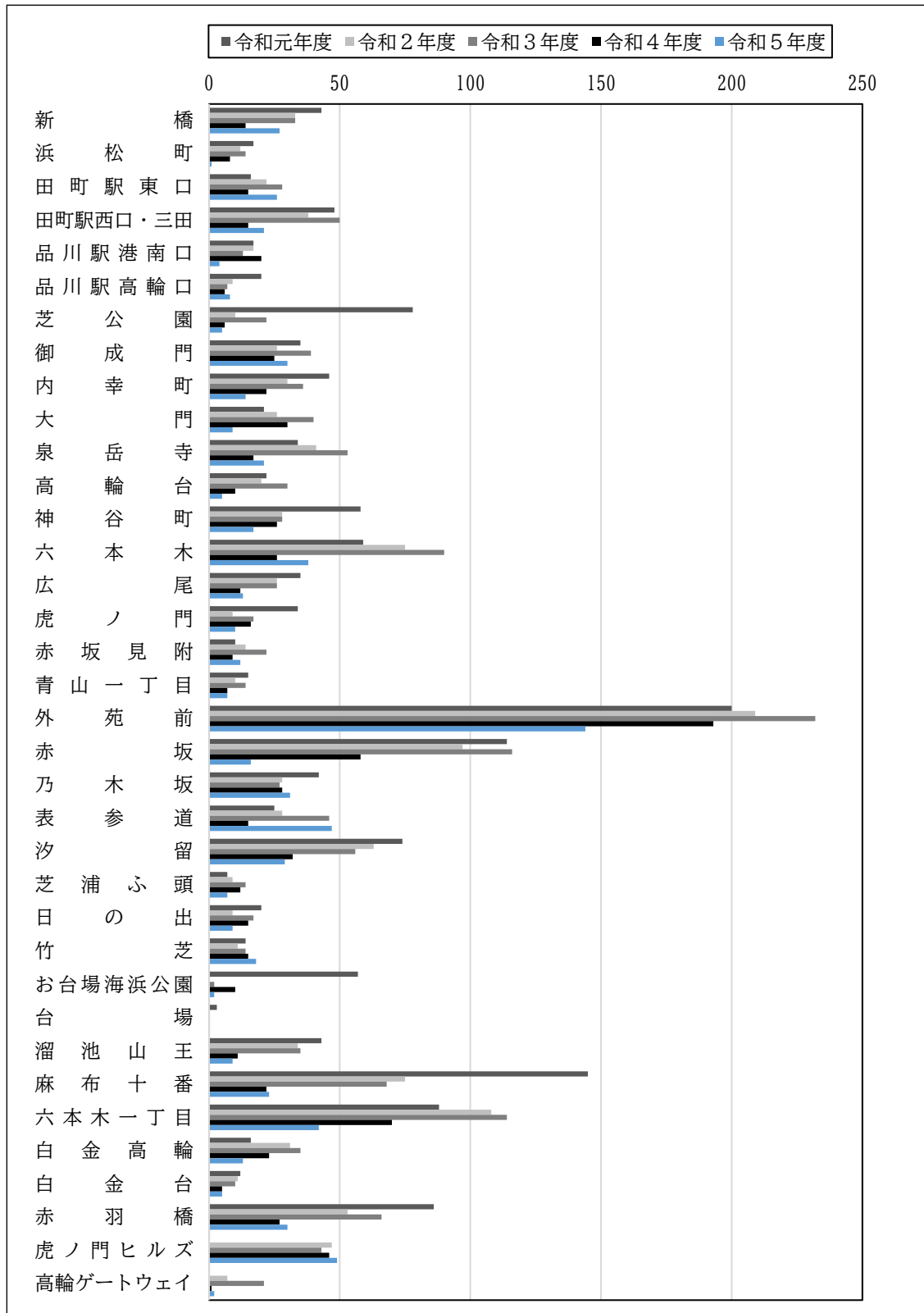
（単位：台）

	駅 名	路 線 名	放置台数				駐車場・置場内台数			
			自転車	バイク		計	自転車	バイク		計
				原付	自動二輪			原付	自動二輪	
1	新 橋	J R 山手線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	27	0	0	27	275	0	21	296
2	浜 松 町	J R 山手線・東京モノレール	1	0	0	1	187	20	0	207
3	田町駅東口	J R 山手線	25	1	0	26	590	19	0	609
4	田町駅西口・三田	J R 山手線・地下鉄三田線・浅草線	18	2	1	21	216	6	0	222
5	品川駅港南口	J R 山手線	4	0	0	4	934	24	0	958
6	品川駅高輪口	J R 山手線・京浜急行線	8	0	0	8	182	23	0	205
7	芝 公 園	地下鉄三田線	5	0	0	5	68	0	0	68
8	御 成 門	地下鉄三田線	30	0	0	30				
9	内 幸 町	地下鉄三田線	12	1	1	14				
10	大 門	地下鉄浅草線・大江戸線	9	0	0	9				
11	泉 岳 寺	地下鉄浅草線	20	1	0	21				
12	高 輪 台	地下鉄浅草線	5	0	0	5				
13	神 谷 町	地下鉄日比谷線	15	0	2	17				
14	六 本 木	地下鉄日比谷線・大江戸線	36	1	1	38	198	0	0	198
15	広 尾	地下鉄日比谷線	13	0	0	13	122	0	0	122
16	虎 ノ 門	地下鉄銀座線	9	0	1	10	0	0	0	0
17	赤 坂 見 附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	12	0	0	12	69	5	38	112
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	7	0	0	7	108	0	0	108
19	外 苑 前	地下鉄銀座線	143	0	1	144				
20	赤 坂	地下鉄千代田線	16	0	0	16	16	0	2	18
21	乃 木 坂	地下鉄千代田線	31	0	0	31	100	0	0	100
22	表 参 道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	47	0	0	47				
23	汐 留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	27	0	2	29				
24	芝 浦 ふ 頭	ゆりかもめ	3	0	4	7	47	0	0	47
25	日 の 出	ゆりかもめ	6	1	2	9				
26	竹 芝	ゆりかもめ	18	0	0	18				
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	2	0	0	2	58	3	0	61
28	台 場	ゆりかもめ	0	0	0	0				
29	溜 池 山 王	地下鉄銀座線・南北線	9	0	0	9				
30	麻 布 十 番	地下鉄南北線・大江戸線	21	0	2	23	200	13	0	213
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	39	3	0	42				
32	白 金 高 輪	地下鉄南北線・三田線	10	2	1	13	228	0	0	228
33	白 金 台	地下鉄南北線・三田線	5	0	0	5	88	0	0	88
34	赤 羽 橋	地下鉄大江戸線	30	0	0	30				
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	46	1	2	49				
36	高輪ゲートウェイ	J R 山手線	2	0	0	2	58	0	0	58
	合 計		711	13	20	744	3,744	113	61	3,918

（令和5年10月31日現在）

○ 年度別駅前放置自転車の推移

(単位：台)



(各年度10月31日現在)

※虎ノ門ヒルズ駅及び高輪ゲートウェイ駅については、令和2年度10月より調査開始

(単位：台)

年度	元	2	3	4	5
自転車等駐車場利用台数	278,464	233,258	251,214	273,502	304,159

(各年度末日現在)

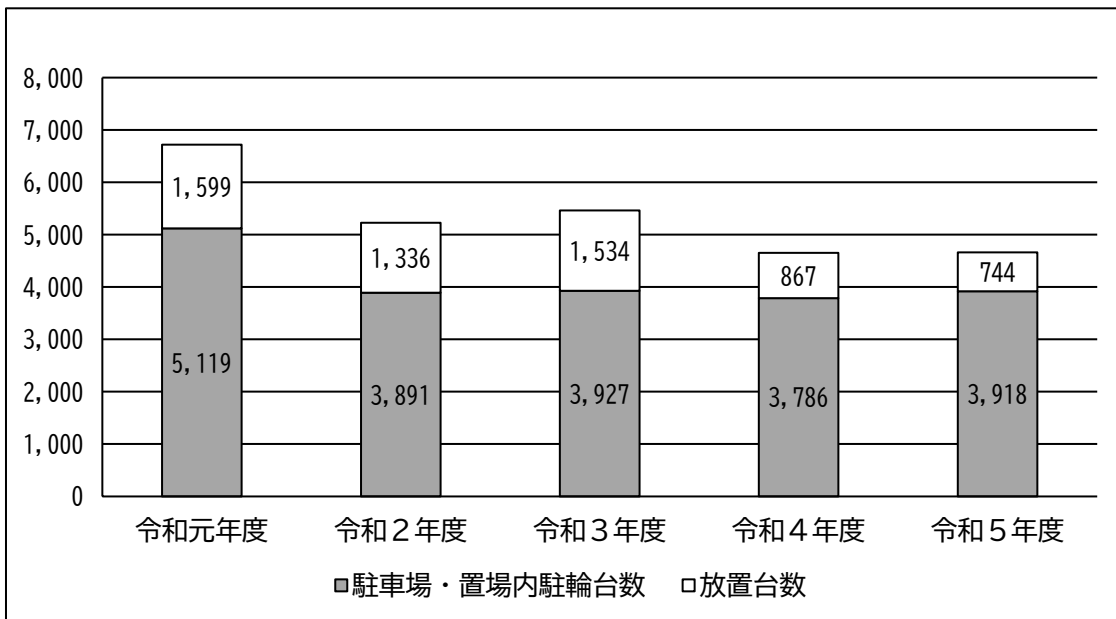
(単位：台)

年度	元	2	3	4	5
撤去自転車等返還台数	3,238	2,381	2,434	4,125	4,923

(各年度末日現在)

○ 年度別乗り入れ自転車等総数

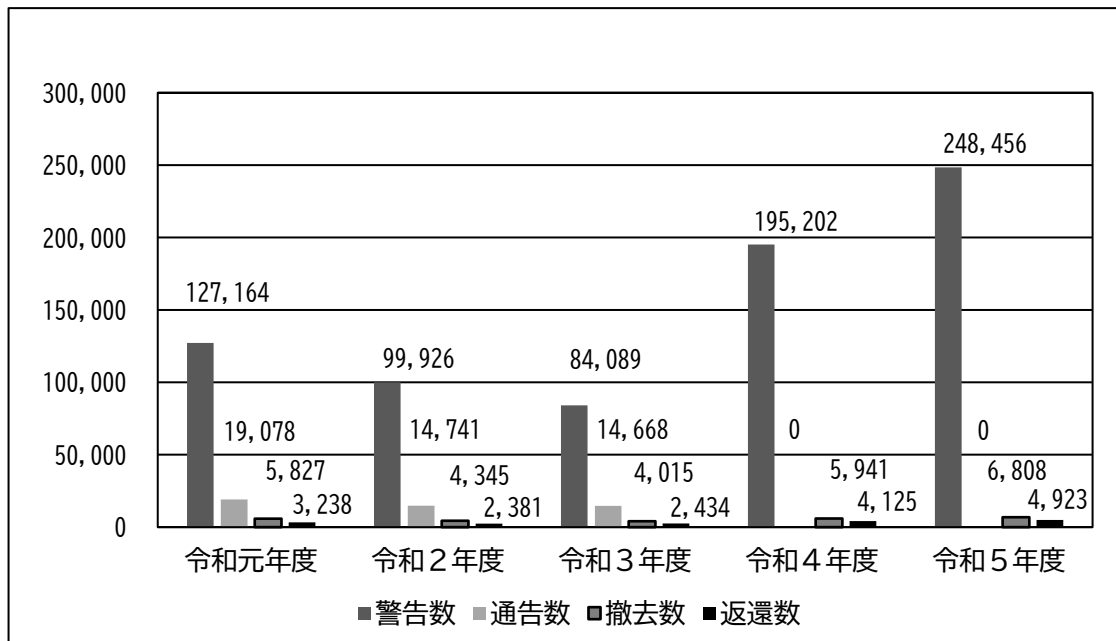
(単位：台)



(各年度10月31日現在)

○ 年度別放置自転車等撤去等実績

(単位：台)



(各年度末日現在)

※令和4年度から警告札により撤去通告

10-3 駐 車 場 の 整 備	所 管 課	地 域 交 通 課
1 事業の取組 区では、都心区として、業務機能をはじめとした諸機能が集積しており、商業・業務地区を中心に違法路上駐車が発生しています。 違法路上駐車は道路交通機能の低下を招き、交通事故の原因や災害時の消防・救急活動の妨げとなるばかりでなく、渋滞による大気汚染など、環境への悪影響をもたらします。 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる上で、道路の有効活用、交通環境の整備は大変重要です。これまで、駐車場整備基金のあっせんを行うなど駐車場整備を重点的に進めてきた結果、駐車場の整備が進み、違法駐車台数も減少傾向にあります。今後も違法駐車台数の減少に向けて努めていきます。 2 港区立麻布十番公共駐車場 麻布十番地区の路上駐車を解消し、歩行者及び車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に、麻布十番鳥居坂下に地下駐車場を整備しました。 なお、この事業については、株式会社みなと都市整備公社が都市計画法第59条第4項（特許事業）の認可を得て施行し、その後、区の行政財産として引き継がれています。 現在、駐車場の管理運営は区が指定する指定管理者が行っています。 （これまでの経過） ・平成3年11月 都市計画決定 ・平成7年3月 都市計画変更決定（自走式から機械式への変更） ・平成11年5月 しゅん工 ・平成11年6月 開設 ・平成21年12月 （株）みなと都市整備公社より区へ事業譲渡		<駐車場の概要> 所 在 地 港区麻布十番一丁目4番10号 （都道319号線（環状3号線）地下部分） 駐車台数 347台（車いす用2台） 駐車方式 機械式（一部自走式22台） 延床面積 11,739.8㎡ 構 造 地上2階 地下3階 3 港区立品川駅港南口公共駐車場 品川駅東口地区の路上駐車を解消し、道路交通の円滑化と安全性の向上を図ることを目的として、品川駅前の港南ふれあい広場の地下に駐車場を整備しました。 本駐車場は品川駅東口土地区画整理事業において道路附属物として整備され、道路管理者である区へ引き継がれました。 現在、駐車場の管理運営は、区が指定する指定管理者が行っています。 （これまでの経過） ・平成8年7月 都市計画決定 ・平成13年3月 しゅん工 ・平成13年4月 公共駐車場の施設引継ぎ （土地区画整理事業者から区へ） ・平成13年6月 開設 <駐車場の概要> 所 在 地 港区港南二丁目14番17号 （特別区道第243号線地下部分） 駐車台数 137台（車いす用2台） 9台（自動二輪車） 駐車方式 自走式 延床面積 8,844.3㎡ 構 造 地下2階

10-4 交通体系の整備

所管課

地域交通課

1 交通まちづくりの推進

地域交通を充実し、様々な人が使いやすい地域交通ネットワークの構築と持続的な交通体系を整備することにより、区民等の移動を容易にし、日常生活の利便性や福祉の向上、地域の活性化等を図っています。

具体的には、コミュニティバスの路線を活用して各総合支所などの公共施設をはじめ、病院や商店街などの生活関連施設を結び、鉄道やバス等他の公共交通との乗り継ぎも考慮しながら地域交通ネットワークを構築し、人と環境にやさしい交通基盤を整備しています。

さらには、この基盤を活用し、地域活動の活性化、高齢者や障害者、妊産婦等の社会参加の促進、福祉サービスの向上、子育て支援、地球温暖化への対応など区民の幅広いニーズに対応し、まちにかがやきとにぎわいを生み出し、まちを育む「交通まちづくり」を進めています。

平成18年度には、「港区地域交通のあり方検討委員会」を設置し、地域交通の在り方について幅広く検討を重ねました。

その後、平成19年度に実施した区民アンケート調査結果等を踏まえ、平成20年度に「港区地域交通サービス取組方針」及び「港区地域交通サービス実施計画」を策定しました。

平成29年9月には、区の目指すべき将来都市像「快適な道路・交通ネットワークの形成」を実現するための行動計画として、令和8年度までを計画期間とした「港区総合交通戦略」を策定しました。

令和3年度には、「港区総合交通計画」の策定に向けて、「港区における地域交通ネットワークの

あり方検討会」を設置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえ、地域交通の課題を整理し、解決策を検討するとともに、区における地域交通ネットワークの在り方を検討しました。

その後、検討会からの提言を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会変化への対応、持続可能な交通手段の確保等のため、「港区総合交通戦略」を見直し、新たな交通分野の総合計画として「港区総合交通計画」を令和5年3月に策定しました。

本計画は、区の交通の目指すべき将来像の実現に向け、「快適な交通ネットワークの形成」を基本理念とし、関係機関と連携し、各交通施策を推進していくことから、計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間としています。

2 コミュニティバス「ちいばす」の運行事業

平成 12 年に帝都高速度交通営団（現東京メトロ）地下鉄南北線及び都営地下鉄大江戸線が開業し、都営バス路線が再編されました。区民の日常生活の足を確保するため、平成 16 年 10 月 1 日に田町ルート、赤坂ルートの 2 路線の運行を開始し、平成 19 年 4 月 1 日には車庫発着便（芝浦車庫～田町駅東口）の運行も開始しました。

その後、多くの路線拡大の要望が寄せられたことにより、鉄道や地下鉄など広域交通を補完し、公共施設、病院等の生活関連施設を結び、地域交通ネットワークを構築するため、平成 22 年 3 月 24 日から新たに芝・麻布・青山・高輪・芝浦港南の 5 路線で実証運行を開始し、平成 24 年 4 月 21 日から本格運行に移行しました。平成 25 年 5 月 1 日には、麻布ルートを東西に分割し、現在の 7 路線 8 ルートになりました。平成 27 年には芝ルートにおいて E V バスを導入し、環境に配慮しながら運行しています。

愛称は、区民からの公募により小さいバス、地域に愛されるバスという意味が込められた「ちいばす」と決定しました。バスのデザインのアイデアは、バス路線沿線の小・中学校からの応募によるものです。

(1) 運賃

1 乗車 小学生以上一律 100 円
未就学児 無料

※路線を乗り継ぐ場合は、それぞれの路線毎で 100 円です。

※定期券も販売しています。

1 か月 4,200 円／3 か月 11,970 円

※共通一日乗車券 500 円

（ちいばす及びお台場レインボーバスの全路線に乗車できます。）

（土休日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日のみ車内販売・利用可能）

(2) 車両

●小型バス

・定員 35 人（座席 11、立席 24）

※一部 EV バス 定員 28 人（座席 10、立席 18）

・ノンステップ仕様車

・車いす 1 脚対応（乗降は着脱式スロープ）

・交通系 IC カード対応

※芝ルートでは平成 27 年度から E V バスを導入し、現在は 6 台が運行しています。

●中型バス

・定員 56 人（座席 26、立席 30）又は定員 57 人（座席 24、立席 33）

・ノンステップ仕様車

・車いす 2 脚対応（乗降は着脱式スロープ）

・交通系 IC カード対応

○ ルート別利用者数

（単位：人）

年度 ルート	3	4	5
田町	690,726	761,002	893,288
赤坂	169,777	185,833	208,523
芝	207,035	224,186	273,999
麻布東	72,283	77,330	86,812
麻布西	272,862	294,169	342,656
青山	400,409	457,145	518,000
高輪	591,632	626,668	709,396
芝浦港南	537,524	590,206	704,928
合計	2,942,248	3,216,539	3,737,602

【小型バス（日野ポンチョ）】



【中型バス（日野レインボー）】



○ 運行概要

	田町ルート	赤坂ルート	車庫発着便
起点	田町駅東口	六本木ヒルズ	芝浦車庫
終点	(六本木ヒルズ経由) 田町駅東口	六本木ヒルズ	田町駅東口 (一部赤羽橋南)
運行距離	約 9.1 km	約 7.82 km	約 1.3km (一部 3.42km)
所要時間	往路 約 30 分 復路 約 31 分	1 周 約 50 分	約 6 分 (一部約 22 分)
運行間隔	15 分	30 分	5 分～3 時間 45 分
運行台数	6 台 (中型)	3 台 (小型)	—
運行時間	7:08～21:29	8:00～20:50	7:00～21:35
運行本数	平日 往路 52 本・復路 53 本 土休日 往路 51 本・復路 52 本	25 本	平日 往路 21 本・復路 16 本 土休日 往路 14 本・復路 15 本

	芝ルート	麻布東ルート	麻布西ルート
起点	新橋駅	港区役所北 (循環)	広尾駅 (循環)
終点	みなとパーク芝浦	港区役所北 (循環)	広尾駅 (循環)
運行距離	約 14.9km (神明経由 16km)	約 10.1km	約 8.3km
所要時間	往路 約 52 分 復路 約 58 分	1 周 約 54 分	1 周 約 50 分
運行間隔	約 20 分 (土休日 30 分)	30 分 (土休日 60 分)	20 分
運行台数	6 台 (小型)	2 台 (小型)	3 台 (小型)
運行時間	7:50～21:06	7:18～20:42	7:51～21:01
運行本数	平日 往復 31 本 土休日 往復 24 本	平日 26 本 土休日 13 本	38 本

	青山ルート	高輪ルート	芝浦港南ルート (※)
起点	六本木ヒルズ	品川駅港南口	竹芝栈橋入口
終点	赤坂見附駅	浅草線三田駅前	竹芝栈橋入口
運行距離	約 13.7km	約 13.6km	約 18.0km
所要時間	往路 約 42 分 復路 約 34 分	往路 約 37 分 復路 約 35 分	1 周 港 1 系統 約 116 分 港 2 系統 約 50 分
運行間隔	20 分	20 分	20 分～40 分
運行台数	5 台 (小型)	4 台 (中型)	5 台 (中型)
運行時間	7:44～21:23	7:50～20:47	7:33～21:03
運行本数	往路 38 本・復路 40 本	往路 38 本・復路 38 本	平日 港 1 系統 26 本 港 2 系統 14 本 土休日 港 1 系統 24 本 港 2 系統 15 本

※ 港 1 系統 (品川駅港南口～田町駅東口～竹芝栈橋入口) と港 2 系統 (品川駅港南口～田町駅東口) を組み合わせて運行

3 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行事業

台場地域は、区内他地区とレインボーブリッジのみでつながる特殊な立地状況にあり、地域内交通の利便性が十分でない面がありましたが、想定される運行ルートが距離が長いことや運行ルート上に公共施設が少ないこと等から、コミュニティバスの要件には適合しませんでした。

そこで、コミュニティバス以外の手段で台場の地域交通の改善が可能かどうかについて、住民参画による「台場の地域交通を考える会」を立ち上げ、検討を重ねた結果、集客施設を中心とした民間企業がコンパクトに集積している台場の地域特性と民間活力を生かし、住民と企業の協力による民間出資の新たな交通システムである台場シャトルバスを平成24年4月19日から、田町ルート、品川ルートの2路線で運行を開始しました。

運行開始後、台場地域の住民の代表、企業の代表、バス運行事業者及び港区で構成する「台場シャトルバス運営協議会」が、実施計画の策定をはじめ、運行開始後の事業の検証・評価・改善など、台場シャトルバスに関する一切の事項を企画・運営していました。しかし、事業継続の条件だった5年目までの黒字化が達成できなかったため、台場シャトルバス運営協議会は平成29年3月31日付で台場シャトルバス事業から撤退し、解散しました。

平成29年度からは、令和3年度までの5年以内の黒字化達成までの間は、運行事業者に対して、区が支援を行うスキームで、新たに運行を開始しました。また、路線を統合して全便を品川駅港南口発着とし、車両を全て大型バスに刷新しました。

平成29年度以降、黒字化に向け、利用者数等は順調に増加しましたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者数が大幅に減少し、令和3年度までの黒字化は達成できませんでした。

台場地域の住民をはじめとする区民の日常生活を支える交通手段であること等を踏まえ、

令和4年度以降、区の支援を3年延長し、黒字化の達成を目指しました。しかし、社会情勢等による経費増加の影響を受け、令和6年度までの黒字化が困難になったため、黒字化が見込まれる令和9年度まで、自主運行化に向けた区の支援を延長しています。

(1) 運賃

1 乗車	大人（中学生以上）	220 円
	小人（小学生）	110 円
	車椅子の介助者（1 人のみ）	110 円
	未就学児	無料

通勤定期券

1 か月 8,000 円／3 か月 23,000 円

通学定期券

1 か月 7,000 円／3 か月 19,000 円

小学生通学定期券

1 か月 3,500 円／3 か月 9,500 円

回数券

2,000 円券（10 回分／2,200 円分）

5,000 円券（28 回分／6,160 円分）

小人用回数券

1,000 円券（10 回分／1,100 円分）

2,500 円券（28 回分／3,080 円分）

一日乗車券 500 円

共通一日乗車券 500 円（土休日・年末年始等）
（お台場レインボーバス及びちいばすの全路線に乗車できます。）

(2) 車両

大型バス

・定員 72 人（座席 26、立席 46）又は、
定員 79 人（座席 34、立席 45）

・ノンステップバス

・車いす 1 脚対応（乗降は着脱式スロープ）

・NTTドコモのおサイフケータイ「iD」
及びスマホアプリ「Ring o Pass」
で運賃の支払いができます。

・港区コミュニティバス乗車券を利用できます。（東京都シルバーパス及び交通系 IC カードは利用できません。）

○ 利用者数推移 (単位：人)

年度	3	4	5
利用者数	567,616	685,967	785,037

【シンボルマーク】



【大型バス（三菱ふそうエアロスター）】



○ 運行概要

運行経路	01（田町駅東口を經由）	02（田町駅東口を經由しない）
始発	（平日） お台場学園前発 午前7時47分 品川駅港南口発 午前7時32分 （土休日） お台場学園前発 午前8時41分 品川駅港南口発 午前9時30分	（平日） お台場学園前発 午前6時45分 品川駅港南口発 午前6時55分 （土休日） お台場学園前発 午前7時00分 品川駅港南口発 午前7時05分
最終	（平日） 品川駅港南口発 午後7時20分 お台場学園前発 午後8時35分 （土休日） 品川駅港南口発 午後7時40分 お台場学園前発 午後8時35分	（平日） 品川駅港南口発 午後10時30分 お台場学園前発 午後10時15分 （土休日） 品川駅港南口発 午後10時10分 お台場学園前発 午後9時55分
運行間隔	平 日 10分～61分 土休日 10分～70分	平 日 15分～60分 土休日 15分～90分
運行回数	平 日 27本 土休日 29本	平 日 35本 土休日 28本

4 バリアフリー化の計画的な推進

国は、高齢者、障害者等が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を施行し、続いて、平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）を施行して、バリアフリーに関する基本方針や整備基準を定めるなどの取組を強化してきました。

その後、平成30年5月のバリアフリー法改正において、基本理念を設け「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化したほか、令和2年5月の改正では、心のバリアフリー推進のため、バリアフリー基本構想に「教育啓発特定事業」が追加されるなど、ハード対策に加えソフト対策も推進しています。

区は、バリアフリー法の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、高齢者、障害者等、誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針として、「港区交通バリアフリー基本構想」を平成19年4月に策定、その後に「港区バリアフリー基本構想」を平成26年9月に策定し、区民や事業者と連携、協働を図りながら、駅や公共施設、医療施設等とその移動経路となる道路のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

令和3年3月に策定した「港区バリアフリー基本構想」は、全ての人にとってわかりやすく、利用しやすいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」を更に推進するとともに、重点整備地区として、特に利用者数の多い新橋駅と品川駅周辺を新たに追加しました。また、区民一人ひとりがお互いに理解し、尊重し、思いやり、支え合う「心のバリアフリー」の推進に向けた取組の充実を図っていくものとしています。

【港区バリアフリー基本構想】

1 基本理念

誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、共生する社会の実現

2 基本方針

- (1) 誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応
- (2) 利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化
- (3) 多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進

3 重点整備地区の一覧

- (1) 浜松町駅周辺重点整備地区
- (2) 赤坂駅周辺重点整備地区
- (3) 六本木駅周辺重点整備地区
- (4) 白金高輪駅周辺重点整備地区
- (5) 田町駅周辺重点整備地区
- (6) 新橋駅周辺重点整備地区
- (7) 品川駅周辺重点整備地区

4 これまでの経過

- ・平成19年4月
港区交通バリアフリー基本構想の策定
- ・平成20年4月
浜松町駅周辺地区バリアフリー基本構想、赤坂駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
- ・平成21年5月
六本木駅周辺地区バリアフリー基本構想、白金高輪駅周辺地区バリアフリー基本構想、田町駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
- ・平成26年9月
港区バリアフリー基本構想の策定
- ・令和3年3月
新たな港区バリアフリー基本構想の策定

10-5 自転車シェアリングの推進

所管課

地域交通課

1 事業の取組

自転車シェアリングは、総合的な自転車施策の一環として、港区基本計画や港区総合交通計画に位置づけています。

自転車は、通勤・通学・買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、環境にやさしい乗り物として時代のニーズにマッチし、今後の利用はますます増加することが見込まれます。

しかし、自転車利用の増加は、自転車の大量放置による様々な問題を引き起こしています。

区は、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上等を目的とし、平成26年8月から港南地区、10月から環状2号線周辺地区、六本木地区で自転車シェアリングのサービスを開始しました。

区内全域に実証実験のエリアを拡大するとともに公共的都市交通システムとして位置付けていくため、平成28年度に自転車を1,000台増車しました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、平成27年3月3日に港区、千代田区、中央区、江東区及び東京都の五者で締結した「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」に基づき、4区と東京都で、広域化について検討を進め、平成28年2月1日から4区相互乗り入れによる、広域相互利用実験を開始しました。

平成28年度以降、自転車シェアリング事業の広域化は進み、令和元年6月「自転車シェアリング広域連携に関する基本協定書」を締結しました。令和6年4月1日現在では、港区を含む16区での利用が可能になりました。

なお、区は、令和2年4月1日、実証実験から本格実施へ移行しました。

2 自転車シェアリングの概要

(令和6年3月末)

ポート数	芝地区	56 か所
	麻布地区	25 か所
	赤坂地区	27 か所
	高輪地区	14 か所
	芝浦港南地区	49 か所
	合計	171 か所

自転車	合計 1,710 台
	全て電動アシスト付自転車

○ 利用状況

年度		3	4	5
登録会員数(人)	プラン名			
	1回	171,516	199,074	227,383
	月額	6,361	6,859	6,416
	1日パス	4,195	4,322	4,381
	法人	850	743	814
	合計	182,922	210,998	238,994
	利用回数(回)	2,395,297	2,548,687	2,819,970

※「1日パス」は、平成27年10月5日から販売開始

10-6 自転車交通環境の整備

所 管 課

地 域 交 通 課

1 これまでの取組と課題

自転車利用は環境負荷が少ないことや、健康にも良いことから、区は、自転車の積極利用を勧め、港区自転車等総合基本計画（平成 20 年 3 月策定）及び港区自転車利用環境整備方針（平成 25 年 3 月策定）のもと、自転車の適正な利用の在り方や走行環境の整備など、自転車に関する総合的な対策を検討し、課題に取り組んできました。

これまで、買い物や通勤など区民の暮らしの中で自転車が利用されてきましたが、平成 26 年に導入した自転車シェアリングの普及とともに、来街者を含め誰もが、より多様な目的で自転車を活用しやすい環境を整備してきました。しかし、放置自転車や自転車事故の多発など、自転車交通環境に関わる課題も多く生じています。

2 港区自転車交通環境整備計画

国や東京都の自転車活用推進の動きを踏まえ、観光振興など様々な場面で活用しやすいように、自転車通行空間の整備と連動し、自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進を計画的に進めることで自転車交通環境を整え、区内での様々な自転車活用の推進を図ることで、ゼロカーボンシティの実現にも貢献する計画として令和 4 年 3 月に策定しました。

(1) 基本理念

日常生活にも、余暇の楽しみにも、快適に、便利に、安全に自転車を利用できる環境づくり

(2) 基本方針

- ① 積極活用の意識
- ② ルール・マナー順守の意識
- ③ 駐輪環境づくり
- ④ 自転車シェアリング環境づくり

3 港区自転車通行空間整備計画

港区内の広域的な移動に対応した自転車ネットワークの完成を目指すとともに、新たに目的施設の前までつながる子育て送迎ルート of 整備や自転車事故対策の充実を図り、自転車通行空間及び通行環境の整備や安全対策を進めることを目指し、令和 5 年 3 月に策定しました。

(1) 将来像

出発地から目的地まで、安全・安心で快適につながる自転車通行空間・通行環境づくり

(2) 基本方針

- ① 快適に通行できる自転車ネットワークの整備
- ② 目的施設の前までつながる子育て送迎ルート（誘導ルート）の整備
- ③ 自転車事故の不安のない安全・安心な通行環境の整備

○ 自転車ネットワークの整備実績（単位：km）

年度 種別	3	4	5
自転車ネットワークの整備	3.16	2.58	3.12

○ 子育て送迎ルートの整備実績（単位：km）

年度 種別	3	4	5
子育て送迎ルートの整備	—	—	0.47

4 これまでの経過

- ・平成 20 年 3 月
港区自転車等総合基本計画の策定
- ・平成 25 年 3 月
港区自転車利用環境整備方針の策定
- ・令和 4 年 3 月
港区自転車交通環境整備計画の策定
- ・令和 5 年 3 月
港区自転車通行空間整備計画の策定

第 11 章 付 属 機 関

11-1 港区都市計画審議会	所管課	都市計画課
1 設置の目的と役割 港区都市計画審議会は、昭和 50 年 7 月、地方自治法に基づく区長の付属機関として、都市計画行政を円滑に進めるため、都市計画に関することについて、区長の諮問に応じて調査審議することを目的に設置しました。 平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により都市計画法が改正され、市町村都市計画審議会が都市計画法に新たに明文化されました。また、区が決定する都市計画の範囲、権限が拡大され、港区都市計画審議会の果たす役割はますます重要となりました。区では、法改正に伴う規定の改正と併せて、住民参加を促進するため、公募による区民を新たに委員として加えるなど、条例を改正しました。 2 審議事項 次に掲げる事項について審議します。 (1) 都市計画法により区が決定する都市計画 (2) 都市計画について区が提出する意見 (3) その他都市計画上必要な事項 (4) 関係行政機関に対する建議 3 委員構成 学識経験者 9 人以内、区議会議員 8 人以内、関係行政機関の職員 2 人以内、区の住民 2 人以内の計 21 人以内の委員から構成されます。(令和 6 年 4 月現在、20 人) 委員の任期は 2 年です。		4 これまでの経緯 ・昭和 49 年 地方自治法・都市計画法改正により都市計画決定権限を区に付与。 ・昭和 50 年 港区都市計画審議会条例を制定し、同年 7 月 12 日港区都市計画審議会が発足。(学識経験者 7 人、区議会議員 7 人、区職員 5 人 計 19 人) ・平成元年 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。(学識経験者 8 人、区議会議員 7 人、関係行政機関の職員 2 人、区職員 2 人 計 19 人) ・平成 9 年 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更(学識経験者 9 人、区議会議員 8 人、関係行政機関の職員及び区職員 3 人 計 20 人)及び区長への建議条項を新設。 ・平成 12 年 4 月 (1)地方分権一括法制定・都市計画法改正により、審議会の法定化及び区決定権限の拡大。 (2)港区都市計画審議会条例を改正し、法定化に伴う設置根拠の明文化、構成員の変更(学識経験者 9 人、区議会議員 8 人、関係行政機関の職員 1 人、区の住民 2 人 計 20 人)、建議条項の変更(関係行政機関へ建議)などの改正。 ・平成 12 年 12 月 港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。(学識経験者 9 人、区議会議員 8 人、関係行政機関の職員 2 人、区の住民 2 人 計 21 人)

5 開催実績及び審議案件(令和3年度～令和5年度)

○ 令和3年度 開催回数 3回

第246回	地区計画の決定	赤坂二・六丁目地区
	都市計画駐車場の変更	
	地区計画の変更	浜松町駅西口地区
第247回	地区計画の変更	神宮外苑地区
	都市計画公園の変更	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	地区計画の変更	愛宕地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	地域冷暖房施設の変更	品川駅北周辺地区
	都市計画道路の変更	幹線街路環状第4号線
第248回	地区計画の変更	品川駅周辺地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	都市高速鉄道第1号線の変更	
	都市高速鉄道京浜急行電鉄湘南線の変更	
	地域冷暖房施設の変更	芝浦地区

○ 令和4年度 開催回数 3回

第249回	住宅市街地の開発整備の方針の変更	港区全域
	地区計画の変更	北青山三丁目地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	中高層階住居専用地区の変更	
	高度地区の変更	
第250回	第一種市街地再開発事業の決定	品川駅西口地区
	土地区画整理事業の決定	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
第251回	区域区分の変更	用途地域等の一括変更
	用途地域の変更	
	中高層階住居専用地区の変更	
	特別工業地区の変更	
	文教地区の変更	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	地区計画の変更	赤坂四丁目薬研坂地区
	地区計画の変更	白金一丁目東部北地区
	地区計画の変更	竹芝地区
	地区計画の変更	田町駅東口地区
	地区計画の変更	品川駅東口地区
	地区計画の変更	汐留地区
	地区計画の変更	環状第二号線新橋・虎ノ門地区
	地区計画の変更	赤坂九丁目地区
	地区計画の変更	田町駅東口北地区

○ 令和5年度 開催回数 4回

第 252 回	地区計画の決定	三田五丁目西地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	高度利用地区の変更	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	用途地域の変更	
	都市高速鉄道第6号線の変更	
第 253 回	都市計画駐車場の変更	浜松町駐車場
	地域冷暖房施設の変更	赤坂地区
	都市高速道路の変更	都市高速道路第1号線、第8号線等
第 254 回	地区計画の変更	有楽町・銀座・新橋周辺地区
	第一種市街地再開発事業の決定	六本木五丁目西地区
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	田町駅西口駅前地区
	地区計画の決定	
第 255 回	特定街区の変更	都市高速鉄道第7号線
	都市高速鉄道の変更	

11-2 港区建築審査会

所管課

都市計画課

1 設置の目的と役割

建築審査会は、建築基準法第78条第1項の規定に基づき、建築主事を置く市町村及び都道府県に設置される地方自治法第138条の4第3項に該当する付属機関の一つです。

建築基準法に定める特定行政庁（区長）の指定、許可等に対する同意及び審査請求に対する審理、裁決並びに建築基準法の施行に関する重要事項を調査、審議します。

2 建築審査会の主な仕事

(1) 特定行政庁（区長）が行う建築基準法に基づく指定、許可等に対する同意。主なものは次のとおりです。

- ① 敷地の接道義務の許可（建築基準法第43条）
- ② 道路内の建築制限の許可（建築基準法第44条）
- ③ 用途地域内における建築物の用途制限の許可（建築基準法第48条）
- ④ 容積率制限の許可（建築基準法第52条）
- ⑤ 日影による中高層の建築物高さの制限の許可（建築基準法第56条の2）
- ⑥ 総合設計に係る建築物の建築制限緩和の許可（建築基準法第59条の2）
- ⑦ マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条に基づく容積率制限の許可

(2) 特定行政庁（区長）、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する審理、裁決（建築基準法第94条）

(3) 特定行政庁（区長）の諮問に応じた建築基準法の施行に関する重要事項の調査、審議（建築基準法第78条第1項）

(4) 建築基準法の施行に関する事項について関係行政機関に対する建議（建築基準法第78条第2項）

(5) 区長が行う都市計画法の高度地区制限の特例許可に関する意見聴取に対する回答

3 委員構成

法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野からの5名の委員で構成されています。

また、審査会において専門の事項を調査するために専門調査員を1名委嘱しています。

（任期はいずれも2年）

○ 開催実績

年 度		3	4	5
同 意 案 件	件 数	17	14	20
	内 訳 (件数) ※1	44条(15) その他(2)	44条(14)	43条(1) 44条(17) 48条(1) その他(1)
審 査 請 求	請求件数※2		0	0
	裁 決 件 数 ※2	認 容	—	—
		棄 却	—	—
		却 下	—	—
	取下げ件数		—	—
審理中件数		—	—	—
審 査 会 開 催 回 数		6	5	6
口頭審査開催回数※3		0	0	0

※1 内訳については延べ件数

※2 ・請求件数及び裁決件数は、併合審理したものについても個別に計上した件数

・一部却下一部認容または一部棄却一部認容については認容、一部却下一部棄却については棄却に計上

※3 口頭審査開催回数は審査会開催回数の内数

11-3 港区建築紛争調停委員会

所管課

建築課

1 設置の目的と役割

区は、「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和54年4月1日施行）第12条に基づき、港区建築紛争調停委員会を設置しています。

2 審議事項

調停を行う区長の求めに応じて必要な調査審議を行い、意見を述べるとともに、区長の諮問に基づき、建築紛争の予防と調整に関する重要事項を調査審議します。

3 委員構成

法律、建築又は社会学等の分野について、知識及び経験を有する者から区長が委嘱する3名の委員で構成され、任期は2年です。

4 開催実績

○ 港区建築紛争調停委員会の開催回数

年度	3	4	5
回数	2	4	3

11-4 港区地区まちづくりルール認定審査会

所 管 課

都 市 計 画 課

1 設置の目的と役割

区は、地域の皆さんがまちへの想いを話し合い、地域の課題やまちの将来像を共有することで、力を合わせてまちづくりを推進する活動を「港区まちづくり条例」に基づき支援しています。（詳しくは「3-9地区まちづくりに係る支援制度」をご覧ください。）

区に登録したまちづくり組織は「地区まちづくりビジョン」に登録し、地域のまちづくりの取決めである「地区まちづくりルール」の策定に向けて取り組みます。

区は、上記ルールの認定申請を受けて、そのルールが要件に適合していると認めるときに「港区地区まちづくりルール認定審査会」を開催し、その意見を聴いた上で、ルールを認定します。

2 審議事項

地区まちづくりルールの認定に係る必要な調査審議を行います。

3 委員構成

まちづくりに関する学識経験を有する者6人以内の委員から構成され、委員の任期は2年です。

4 開催実績

○ 地区まちづくりルール認定審査会の開催回数

年度	3	4	5
回数	1	2	1

11-5 港区景観審議会

所 管 課

都 市 計 画 課

1 設置の目的と役割

港区景観審議会は、平成21年7月、区の良い景観の形成に関する重要な事項について調査審議することを目的に、区長の付属機関として設置しました。

景観審議会は、景観計画の策定に関わる審議、届出制度(一定規模以上の建築物の建築等について届出を義務付け、景観計画に定める景観形成基準への適合を求める制度)の運用に関わる意見など、港区の良好な景観の形成に関する事項について広く審議する諮問機関です。

2 審議事項

次に掲げる事項について審議します。

- ①景観に関する、関係地方公共団体との協議に対する意見
- ②景観計画の策定に関わる審議
- ③届出制度における、景観法に基づく勧告・命令等に対する意見
- ④景観重要建造物・樹木の指定に対する意見
- ⑤その他、港区の景観の形成に関して必要な事項

3 委員構成

港区景観審議会は、学識経験者8人以内、区民3人以内の計11人以内の委員から構成され(令和6年4月1日現在8人)、委員の任期は2年です。

4 開催実績

○ 港区景観審議会の開催回数

年度	3	4	5
回数	2	2	2

關 係 資 料

1 関係機関一覧

(令和6年4月1日現在)

名称	設置年月日	所管課	所掌事務
港区緑と水の委員会	平成21年7月15日	都市計画課	港区緑と水の総合計画の策定・推進に関すること、港区における緑と水に関する施策の推進に関することについての検討
港区低炭素まちづくり計画推進協議会	平成26年11月1日	都市計画課	港区の低炭素まちづくりに資する計画等の策定及びCO ₂ の削減目標達成に向けた計上事業の進捗管理
港区防災街づくり整備指針策定委員会	平成22年10月1日	都市計画課	災害に強い市街地の形成に向けた港区の防災街づくりに関する方針の検討及び策定
港区景観表彰選定審査会	平成23年3月31日	都市計画課	港区景観表彰の受賞施設等の選定
港湾問題都区連絡協議会	昭和47年7月11日	土木課	東京都港湾審議会の付議事案や港湾問題に関する区提出事案について連絡・協議
港区道路工事調整協議会	昭和59年4月16日	土木課	港区の管理する道路の構造の保全及び円滑な交通の確保並びに事故の防止を期するため、道路工事及び道路の掘り返しを伴う占用工事等の計画的かつ合理的な調整
港区景観アドバイザー	平成21年6月1日	開発指導課	区条例で定める事前協議について、区長に対し景観形成に関する助言

名称	設置年月日	所管課	所掌事務
港区市街地再開発事業 事後評価委員会	平成29年 4 月 1 日	再 開 発 担 当	港区市街地再開発事業に係る 事後評価の実施に必要な意見 及び助言並びに事後評価の方 法等の改善等に関する助言
港区地域交通検討会	平成14年 6 月 1 日	地 域 交 通 課	港区の地域特性にあった地域 交通サービスについての検討
港区地域公共交通会議	平成20年 9 月 1 日	地 域 交 通 課	地域における交通需要に応じ た区民生活に必要なバス等の 旅客輸送の確保、その他旅客 の利便の増進を図り、地域の 実情に即した輸送サービスの 実現に必要な事項を協議
港区交通安全連絡協議会	昭和39年 5 月 29 日	地 域 交 通 課	交通関係行政機関及び団体が 相互の協力体制により、交通 事故のない安全な住みよい港 区のための効果的な全区民運 動の推進
港区バリアフリー基本構想 推進協議会	平成25年 7 月 1 日	地 域 交 通 課	港区バリアフリー基本構想に 関する必要な事項を協議し、 バリアフリー化事業の計画的 な推進

2 主な刊行物、報告書一覧

(令和6年4月1日現在)

資料名	所管課	発行年月
港区都市計画概要	都市計画課	令和6年4月
港区の土地利用	都市計画課	令和5年3月
港区まちづくりマスタープラン (港区の都市計画に関する基本的な方針)(本編・概要版)	都市計画課	平成29年3月
港区景観計画	都市計画課	平成27年12月
港区緑と水の総合計画	都市計画課	令和3年2月
港区低炭素まちづくり計画	都市計画課	令和3年6月
港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)	都市計画課	令和6年2月
港区防災街づくり整備指針(本編・概要版)	都市計画課	令和6年3月
港区津波・液状化シミュレーション結果	都市計画課	令和6年3月
大震災からのまちの復興	都市計画課	平成26年3月
新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン	都市計画課	令和元年7月
六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン(本編・概要版)	都市計画課	令和4年8月
田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン (本編・概要版)	都市計画課	平成25年2月
青山通り周辺地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成27年11月
三田・高輪地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成30年5月
白金高輪駅東部地区まちづくり構想	都市計画課	令和3年7月
港区エリアマネジメントガイドライン	都市計画課	令和6年3月
「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり	都市計画課	令和5年3月
区民景観セレクション47選	都市計画課	令和5年4月

資料名	所管課	発行年月
港区 みどりの街づくり賞 景観街づくり賞 区民景観セレクション（令和5（2023）年度 受賞施設等）	都市計画課	令和6年3月
マイ タウン ストーリー	都市計画課	平成23年1月
第4次港区住宅基本計画（令和5年度改定版）（本編・概要版）	住 宅 課	令和6年3月
港区分譲マンション実態調査報告書	住 宅 課	令和4年3月
港区マンション管理適正化推進計画	住 宅 課	令和5年3月
港区耐震改修促進計画	建 築 課	令和4年3月
港区液状化マップ	建 築 課	令和6年3月
港区揺れやすさマップ	建 築 課	令和6年3月
港区無電柱化推進計画（本編・概要版）	土 木 課	令和4年3月
港にぎわい公園づくり推進計画（本編・概要版）	土 木 課	令和4年3月
港区の公園	土 木 課	平成30年4月
進めよう！おもてなし公衆トイレ整備方針	土 木 課	令和5年4月
港区浸水ハザードマップ	土 木 課	令和6年4月
港区の景観協議の手引～建築物・工作物・その他編～	開発指導課	令和6年4月
港区の景観協議の手引～屋外広告物編～	開発指導課	令和5年4月
港区屋外広告物景観形成ガイドライン	開発指導課	平成29年12月
港区地域交通サービス取組方針	地域交通課	平成20年10月
港区地域交通サービス実施計画	地域交通課	平成21年3月
港区総合交通計画	地域交通課	令和5年3月

資料名	所管課	発行年月
港区交通安全概要 令和5年版	地域交通課	令和6年3月
港区交通安全計画＜第11次＞（令和3年度～7年度）	地域交通課	令和4年3月
港区バリアフリー基本構想	地域交通課	令和3年3月
港区自転車交通環境整備計画	地域交通課	令和4年3月
港区自転車通行空間整備計画	地域交通課	令和5年3月

3 彫刻設置一覧（彫刻のある街づくり事業）

（令和6年4月1日現在）

作品	作者	設置場所	設置年度
笛吹き少年	舟 越 保 武	有栖川宮記念公園 （南麻布五丁目7番29号）	平成3年度
リバーサイドトリオ	黒 川 晃 彦	新芝運河沿緑地 （芝浦一丁目16番先）	平成3年度
ネレイス	エミリオ・グレコ	檜町公園 （赤坂九丁目7番9号）	平成4年度
渚	淀 井 敏 夫	高輪公園 （高輪三丁目18番18号）	平成4年度
碧翔	一 色 邦 彦	網代公園 （麻布十番二丁目15番1号）	平成5年度
my sky hole 93-3 手まり坂	井 上 武 吉	手まり坂緑地 （虎ノ門三丁目23番先）	平成5年度
連山夢想	眞 板 雅 文	御成門緑地 （西新橋三丁目24番8号先）	平成6年度
T a p （タップ）	伊 藤 誠	高浜運河沿緑地 （港南四丁目5番先）	平成6年度
ひねり、うつり、ながれ ／樹に染まり96	津久井 利 彰	乃木公園 （赤坂八丁目11番32号）	平成7年度
風水の刻	小 田 襄	狸穴公園 （麻布狸穴町63番地）	平成8年度

4 街路灯一覧

（令和6年4月1日現在）（単位 基）

区分	水銀灯	蛍光灯	ナトリウム 灯	ガス灯	メタル ハライド灯	L E D 灯	その他	合計
共 架	26	31	67	0	441	4,315	14	4,894
独立柱	72	62	43	7	1,452	3,067	10	4,713
計	98	93	110	7	1,893	7,382	24	9,607

5 年度別コミュニティ道路整備一覧

(令和6年4月1日現在)

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
1	赤坂四丁目1番先～赤坂三丁目13番先 (赤坂一ツ木通り)	昭和 57	510	蛇行 5,640
2	芝公園一丁目7番先～芝大門二丁目4番先 (大門通り・一期)	57	180	4,860
3	芝大門一丁目8番先～16番先 (芝大神宮通り)	57	120	1,320
4	芝公園一丁目4番先～芝公園二丁目3番先 (大門通り・二期)	58	190	2,964
5	海岸一丁目8番先～7番先 (竹芝通り)	58・59	140	3,010
6	浜松町一丁目27番先～浜松町二丁目4番先 (浜松町駅前通り)	59	210	5,670
7	白金三丁目1番先～白金一丁目1番先 (四之橋袂)	59	22	590
8	芝三丁目21番先～23番先	59	159	1,728
9	海岸一丁目2番先～4番先 (竹芝通り)	60	170	4,590
10	南麻布五丁目7番先～6番先 (有栖川宮記念公園脇)	60	300	蛇行 2,610
11	麻布十番一丁目3番先～麻布十番二丁目3番先 (麻布十番商店街) (パティオ十番)	60	74	導流 方式 1,850
12	芝二丁目26番先～29番先 (芝商店街・一期)	60	169	車道 カラー 768
13	芝公園一丁目4番先～8番先 (庁舎周辺)	61	327	4,634
14	海岸一丁目2番先～3番先 (浜松町架道橋下)	61	104	1,055
15	芝二丁目4番先～16番先 (芝商店街・二期)	62	218	蛇行 2,288
16	芝浦三丁目2番先～12番先 (芝浦商店街・一期)	61・62	192	3,453
17	新橋二丁目5番先～15番先 (新橋赤レンガ通り)	62	176	2,968
18	三田三丁目1番先～4番先 (地藏通り)	62	327	2,608

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
19	白金一丁目 6 番先～白金三丁目23番先 (四の橋商店街)	62	337	1,965
20	新橋三丁目 6 番先～新橋四丁目28番先 (新橋赤レンガ通り・二期)	63	273	3,931
21	芝大門一丁目 2 番先～16番先 (芝神明前通り商店街)	63	336	車道 カラー 2,050
22	高輪三丁目19番先～22番先 (東禅寺前)	63	204	蛇行 2,919
23	新橋五丁目 5 番先～33番先 (新橋赤レンガ通り・三期)	平成 元	200	3,360
24	東麻布一丁目 7 番先～東麻布二丁目29番先 (東麻布商店街)	元	336	3,365
25	港南四丁目 5 番先 (都営港南4丁目アパート前・一期)	元	366	3,385
26	新橋六丁目 3 番先～19番先 (新橋赤レンガ通り・四期)	2	230	3,990
27	港南四丁目 5 番先 (都営港南四丁目アパート前・二期)	2	180	1,802
28	芝浦一丁目16番先～17番先 (竹芝橋～鹿島橋間)	2	278	5,400
29	新橋二丁目17番先～新橋三丁目25番先 (新橋駅ガード下)	3	74	875
30	芝公園一丁目 2 番先～芝大門一丁目 1 番先 (愛宕警察～将監橋間・一期)	3	152	2,288
31	芝浦三丁目 6 番先～13番先 (百代橋～芝浦工大間)	3	241	2,542
32	南青山二丁目32番先～33番先 (墓地通り・一期)	3	417	2,170
33	新橋二丁目12番先～新橋三丁目 6 番先 (烏森通り・一期)	4	127	2,032
34	芝大門一丁目10番先～芝公園一丁目 7 番先 (愛宕警察～将監橋間・二期)	4	254	3,775
35	麻布十番二丁目 1 番先～20番先 (麻布十番商店街)	4	192	1,790
36	南青山二丁目34番先～35番先 (墓地通り・二期)	4	306	1,813

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
37	芝浦二丁目15番先～17番先 (竹芝橋～霞橋間)	4	173	2,057
38	新橋二丁目15番先～新橋三丁目12番先 (烏森通り・二期)	5	124	2,098
39	芝大門二丁目1番先～芝公園二丁目4番先 (愛宕警察～将監橋間・三期)	5	221	2,831
40	麻布十番二丁目3番先～8番先他1路線 (麻布十番商店街)	5	170	2,177
41	芝公園三丁目6番先～虎ノ門三丁目23番先 (手まり坂)	5	172	2,975
42	新橋二丁目16番先～新橋三丁目21番先 (烏森通り・三期)	6	140	2,833
43	六本木六丁目17番先～元麻布三丁目1番先 (麻布十番商店街)	6	224	2,836
44	南麻布一丁目5番先～6番先	6	240	2,488
45	芝大門二丁目1番先～芝公園二丁目11番先 (愛宕警察～将監橋間・四期)	6	143	2,485
46	新橋二丁目7番先～15番先 (柳通り)	6	173	3,001
47	港南一丁目3番先～港南三丁目5番先	6	165	1,420
48	新橋二丁目8番先～9番先 (仲通り)	7	88	729
49	新橋二丁目16番先 (ニュー新橋ビル前)	7	126	634
50	麻布十番一丁目5番先～麻布十番二丁目4番先 (麻布十番商店街)	7	175	2,315
51	麻布十番二丁目13番先～15番先 (網代通り)	7	93	725
52	麻布十番二丁目8番先～麻布十番二丁目1番先 (麻布十番商店街)	8	179	1,938
53	麻布十番一丁目5番先～麻布十番二丁目5番先 (暗闇坂下)	8	50	424
54	赤坂二丁目13番先～14番先 (みすじ通り)	8	130	1,288

番号	施工場所	施工年度	延長 (m)	面積 (㎡)
55	赤坂三丁目 1 番先～10番先 (田町通り)	8	161	1,440
56	赤坂三丁目10番先～ 7 番先 (田町通り・二期)	9	178	1,716
57	赤坂三丁目11番先～13番先 (みすじ通り・二期)	9	177	2,046
58	麻布十番一丁目 7 番先～ 9 番先 (雑式通り)	9	54	542
59	麻布十番二丁目 1 番先	9	22	交差点 改良 514
60	赤坂三丁目11番先～ 6 番先 (田町通り・三期)	10	207	2,135
61	赤坂三丁目10番先～16番先 (みすじ通り・三期)	10	207	1,895
62	赤坂二丁目 6 番先～13番先 (田町通り・四期)	11	144	1,216
63	赤坂三丁目 9 番先～21番先 (みすじ通り・四期)	11	181	1,118
64	新橋三丁目15番先～16番先 (柳通り)	12	115	1,074

6 区立公園一覧

(令和6年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	
1	本芝公園	芝四丁目15番1号	4,297.85	昭和45年4月1日	街区
2	浜崎公園	海岸一丁目5番37号	633.41	昭和59年4月1日	街区
3	イタリア公園	東新橋一丁目10番20号	3,659.72	平成15年11月1日	街区
4	汐留西公園	東新橋二丁目17番1号	980.45	平成15年11月1日	街区
5	桜田公園	新橋三丁目16番15号	2,671.07	昭和25年10月1日	街区
6	塩釜公園	新橋五丁目19番7号	841.97	昭和47年2月4日	街区
7	南桜公園	西新橋二丁目10番13号	5,218.86	昭和25年10月1日	街区
8	芝給水所公園	芝公園三丁目6番7号	11,062.35	平成14年4月1日	※
9	芝公園	芝公園四丁目8番4号	13,522.06	平成14年10月11日	総合
10	西桜公園	虎ノ門一丁目17番4号	1,150.01	令和2年2月12日	街区
11	江戸見坂公園	虎ノ門二丁目10番2号	2,500.02	令和元年8月27日	街区
12	狸穴公園	麻布狸穴町63番地	1,771.90	昭和28年7月9日	街区
13	本村公園	南麻布三丁目4番9号	493.39	昭和38年7月8日	街区
14	有栖川宮記念公園	南麻布五丁目7番29号	67,131.11	昭和50年4月1日	風致
15	筈公園	西麻布三丁目12番1号	2,441.38	昭和45年4月1日	街区
16	三河台公園	六本木四丁目2番27号	2,588.42	昭和25年10月1日	街区
17	さくら坂公園	六本木六丁目16番46号	1,539.65	平成15年4月1日	街区
18	六本木西公園	六本木七丁目17番8号	2,186.90	昭和56年4月1日	街区
19	網代公園	麻布十番二丁目15番1号	1,358.67	昭和25年11月15日	街区
20	新広尾公園	麻布十番四丁目5番1号	2,059.12	昭和35年12月1日	街区
21	飯倉公園	東麻布一丁目21番8号	2,192.38	昭和28年4月1日	街区
22	一の橋公園	東麻布三丁目9番1号	4,997.19	昭和28年4月1日	街区
23	円通寺坂公園	赤坂五丁目2番47号	1,714.72	平成20年4月1日	街区
24	一ツ木公園	赤坂五丁目5番26号	4,654.01	昭和40年4月1日	街区
25	氷川公園	赤坂六丁目5番4号	3,070.84	昭和25年10月1日	街区
26	高橋是清翁記念公園	赤坂七丁目3番39号	5,320.62	昭和50年4月1日	街区
27	乃木公園	赤坂八丁目11番32号	3,293.05	昭和25年10月1日	街区
28	檜町公園	赤坂九丁目7番9号	16,369.88	昭和40年4月1日	近隣
29	青葉公園	南青山一丁目4番4号	1,002.81	昭和30年11月1日	総合
30	青山公園	南青山二丁目21番12号	9,752.74	昭和35年12月1日	総合
31	亀塚公園	三田四丁目16番20号	9,183.38	昭和27年12月26日	近隣
32	三田台公園	三田四丁目17番28号	5,698.66	昭和53年5月1日	近隣
33	高松くすのき公園	高輪一丁目5番44号	3,639.04	平成25年4月1日	街区

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	
34	高輪森の公園	高輪三丁目13番21号	4,916.15	平成18年10月10日	街区
35	高輪公園	高輪三丁目18番18号	5,916.95	昭和48年4月1日	街区
36	白金公園	白金三丁目1番16号	1,483.97	昭和44年10月21日	街区
37	新浜公園	芝浦一丁目1番10号	480.02	昭和59年4月1日	街区
38	芝浦公園	芝浦一丁目16番25号	6,800.05	昭和52年4月1日	街区
39	プラタナス公園	芝浦四丁目20番56号	2,500.00	平成19年3月30日	街区
40	埠頭公園	海岸三丁目14番34号	8,935.27	昭和39年8月3日	街区
41	芝浦中央公園	港南一丁目2番28号	42,786.41	昭和55年4月1日	※
42	こうなん星の公園	港南一丁目9番24号	2,150.38	平成14年4月1日	街区
43	東八ツ山公園	港南二丁目8番8号	1,837.27	昭和41年12月10日	街区
44	汐の公園	港南二丁目16番10号	1,500.93	平成15年4月1日	街区
45	杜の公園	港南二丁目16番30号	1,875.16	平成15年4月1日	街区
46	港南和楽公園	港南四丁目2番18号	3,800.82	平成18年9月1日	街区
47	港南公園	港南四丁目5番1号	6,077.29	昭和52年8月1日	街区
48	港南緑水公園	港南四丁目7番47号	20,206.35	平成18年6月28日	近隣
49	お台場レインボー公園	台場一丁目3番1号	11,000.00	平成8年9月1日	近隣
	計	49か所	321,264.65		

※芝給水所公園、芝浦中央公園は港区立上下水道施設上部利用公園条例に基づき設置している公園

7 児童遊園一覧

(令和6年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉橋児童遊園	芝一丁目1番26号	384.56	昭和25年11月15日
2	芝園児童遊園	芝二丁目7番12号	103.59	昭和61年6月18日
3	芝新堀町児童遊園	芝二丁目12番3号	351.64	昭和54年11月14日
4	松本町児童遊園	芝三丁目12番19号	228.84	昭和27年12月26日
5	芝五丁目児童遊園	芝五丁目18番4号	1,208.80	昭和51年2月20日
6	三田小山町児童遊園	三田一丁目5番16号	188.21	昭和26年7月10日
7	三田二丁目児童遊園	三田二丁目10番7号	503.78	昭和44年10月21日
8	三田綱町児童遊園	三田二丁目19番11号	457.88	平成11年12月16日
9	浜松町四丁目児童遊園	浜松町二丁目13番3号	428.86	昭和44年12月8日
10	芝大門二丁目児童遊園	芝大門二丁目13番9号	362.00	昭和47年4月1日
11	虎ノ門三丁目児童遊園	虎ノ門三丁目8番11号	120.00	昭和52年10月4日
12	西久保巴町児童遊園	虎ノ門三丁目18番18号	179.38	昭和46年10月5日
13	南麻布一丁目児童遊園	南麻布一丁目7番29号	450.55	昭和47年5月23日
14	南麻布新堀児童遊園	南麻布二丁目2番8号	533.73	平成25年6月1日
15	南麻布二丁目児童遊園	南麻布二丁目3番14号	465.61	昭和46年4月14日
16	絶江児童遊園	南麻布二丁目9番22号	180.87	昭和25年11月15日
17	古川橋児童遊園	南麻布二丁目15番11号	372.89	昭和44年10月21日
18	広尾児童遊園	南麻布五丁目16番15号	172.93	昭和25年11月15日
19	宮村児童遊園	元麻布二丁目6番2号	1,111.81	昭和26年7月10日
20	筈児童遊園	西麻布二丁目1番2号	848.97	昭和26年7月10日
21	西麻布二丁目児童遊園	西麻布二丁目18番9号	914.61	昭和56年4月1日
22	六本木坂下児童遊園	六本木一丁目4番1号	553.08	昭和48年12月11日
23	六本木坂上児童遊園	六本木一丁目4番11号	661.34	昭和48年12月11日
24	六本木三丁目児童遊園	六本木三丁目15番25号	288.18	昭和43年2月21日
25	飯倉雁木坂児童遊園	麻布台一丁目9番14号	172.36	昭和48年4月1日
26	東麻布児童遊園	東麻布一丁目2番1号	882.23	昭和53年4月1日
27	中ノ橋児童遊園	東麻布一丁目30番1号	376.12	昭和43年8月7日
28	一ツ木児童遊園	赤坂五丁目1番24号	197.48	昭和40年7月12日
29	桑田記念児童遊園	赤坂九丁目3番21号	1,536.61	昭和25年11月15日
30	南青山三丁目児童遊園	南青山三丁目7番29号	257.19	昭和47年1月10日
31	南青山四丁目児童遊園	南青山四丁目9番7号	354.80	昭和44年4月10日
32	南青山六丁目児童遊園	南青山六丁目13番24号	739.45	昭和55年10月1日
33	北青山一丁目児童遊園	北青山一丁目6番6号	2,458.97	平成12年7月19日

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
34	青山北町児童遊園	北青山三丁目4番2号	1,341.03	令和2年4月28日
35	豊岡町児童遊園	三田五丁目11番6号	190.91	昭和29年3月1日
36	三田松坂児童遊園	三田五丁目16番8号	772.70	昭和26年7月10日
37	松ヶ丘児童遊園	高輪一丁目11番1号	81.03	昭和43年11月20日
38	高松児童遊園	高輪一丁目15番22号	544.85	平成9年4月1日
39	二本榎児童遊園	高輪一丁目25番11号	379.47	平成10年10月9日
40	泉岳寺前児童遊園	高輪二丁目15番37号	1,898.39	昭和51年4月1日
41	西町つなぐ児童遊園	高輪三丁目5番5号	452.69	令和3年12月28日
42	高輪南町児童遊園	高輪四丁目24番36号	617.90	昭和61年4月1日
43	古川さくら児童遊園	白金一丁目2番4号	500.08	令和5年2月1日
44	白金志田町児童遊園	白金一丁目12番16号	1,258.86	昭和28年7月9日
45	白高児童遊園	白金一丁目17番4号	1,070.06	平成17年12月15日
46	白金一丁目児童遊園	白金一丁目25番3号	1,137.58	昭和51年4月1日
47	四の橋通児童遊園	白金三丁目22番7号	497.31	昭和46年8月23日
48	三光児童遊園	白金五丁目12番5号	1,641.13	昭和43年11月20日
49	雷神山児童遊園	白金六丁目5番10号	990.25	昭和25年11月15日
50	奥三光児童遊園	白金六丁目22番14号	212.84	昭和43年11月20日
51	白金児童遊園	白金台二丁目24番3号	1,746.72	昭和26年7月10日
52	白金台四丁目児童遊園	白金台四丁目4番14号	432.35	昭和63年4月1日
53	白台児童遊園	白金台四丁目7番6号	592.10	昭和41年10月20日
54	白金台どんぐり児童遊園	白金台五丁目19番1号	6,103.48	平成18年4月1日
55	南浜町児童遊園	芝浦一丁目12番12号	232.64	昭和63年4月1日
56	船路橋児童遊園	芝浦二丁目11番10号	858.05	昭和33年12月25日
57	末広橋児童遊園	海岸二丁目1番27号	112.80	昭和40年12月25日
	計	57か所	41,712.54	

8 緑地一覧

(令和6年4月1日現在)

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	金杉濱町緑地	芝一丁目12番15号	100.11	平成2年3月16日
2	芝二丁目緑地	芝二丁目19番4号	46.28	平成13年10月23日
3	芝三丁目緑地	芝三丁目32番7号	96.10	平成10年12月24日
4	西新橋一丁目緑地	西新橋一丁目4番1号	661.72	令和3年7月7日
5	御成門緑地	西新橋三丁目24番8号先	232.92	昭和63年4月2日
6	浜松町一丁目緑地	浜松町一丁目3番3号	300.00	令和2年7月1日
7	手まり坂緑地	虎ノ門三丁目23番先	447.43	平成6年4月1日
8	江戸見坂緑地	虎ノ門四丁目1番36号	91.29	平成19年3月30日
9	虎ノ門五丁目緑地	虎ノ門五丁目11番11号	95.69	平成17年2月16日
10	愛宕一丁目緑地	愛宕一丁目3番1号	376.53	令和4年3月7日
11	薬園坂緑地	南麻布三丁目11番29号	105.04	平成3年8月26日
12	古川沿緑地	南麻布三丁目19・20番先	1,286.03	昭和63年4月2日
13	元麻布三丁目緑地	元麻布三丁目6番19号	197.21	平成13年5月7日
14	西麻布一丁目緑地	西麻布一丁目2番24号	150.00	平成25年10月21日
15	牛坂緑地	西麻布四丁目12番12号	101.79	平成元年2月14日
16	西麻布四丁目緑地	西麻布四丁目13番15号	259.31	平成12年5月12日
17	六本木緑地	六本木六丁目4番20号	2,868.42	平成15年4月28日
18	六本木六丁目緑地	六本木六丁目11番17号先	213.91	平成8年4月1日
19	赤坂榎坂町緑地	赤坂一丁目11番37号	150.75	平成元年2月14日
20	南青山二丁目緑地	南青山二丁目1番7号	150.02	平成24年12月27日
21	南青山二丁目第二緑地	南青山二丁目3番9号	150.00	平成30年1月17日
22	南青山三丁目緑地	南青山三丁目1番11号	156.92	平成元年12月20日
23	南青山四丁目緑地	南青山四丁目2番21号	150.31	平成24年4月2日
24	南青山七丁目緑地	南青山七丁目1番17号	223.65	平成18年3月13日
25	魚籃坂下緑地	高輪一丁目1番3号先	352.92	昭和63年4月2日
26	高輪一丁目緑地	高輪一丁目27番27号	339.23	平成18年3月31日
27	伊皿子坂緑地	高輪二丁目1番16号	151.67	平成20年6月30日
28	白金二丁目第二緑地	白金二丁目5番26号	230.16	平成28年12月20日
29	白金二丁目緑地	白金二丁目5番57号	150.00	平成12年4月28日
30	明治坂緑地	白金六丁目16番9号	156.00	平成20年4月30日
31	白金六丁目緑地	白金六丁目16番36号	213.07	平成27年7月21日
32	芝浦四丁目緑地	芝浦四丁目8番5号	295.80	平成15年9月1日
33	トリニティ芝浦緑地	芝浦四丁目13番2号	1,651.77	平成元年8月1日

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
34	港南四丁目緑地	港南四丁目 6 番45号	778.46	平成18年 2 月 6 日
35	芝浦運河沿緑地	芝浦一丁目 5 番36号	11,280.56	平成 3 年 2 月 4 日
36	新芝北運河沿緑地	芝浦三丁目 8 番先	1,203.00	平成20年12月10日
37	新芝運河沿緑地	芝浦四丁目 5 ・ 6 番先	15,809.98	平成元年 4 月17日
38	新芝南運河沿緑地	芝浦四丁目11番先	900.34	平成 7 年 4 月 1 日
39	芝浦西運河沿緑地	芝浦四丁目18番先	8,699.64	平成 5 年 7 月23日
40	高浜西運河沿緑地	芝浦四丁目19番先	574.68	平成19年 3 月24日
41	高浜運河沿緑地	港南四丁目 5 番先	27,564.90	平成元年 4 月17日
42	京浜運河沿緑地	港南四丁目 6 番先	951.72	平成21年 3 月 6 日
	計	42か所	79,915.33	

9 遊び場（遊休地の一時開放）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	施設名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日
1	久国神社境内遊び場	六本木二丁目 1 番	341	昭和42年 2 月 1 日
2	永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98	昭和51年 4 月 1 日
3	氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284	昭和44年 4 月 1 日
4	承教寺前遊び場	高輪二丁目 4 番先	40	昭和46年 8 月19日
5	高輪台遊び場	高輪三丁目 9 番	527	昭和50年 4 月 1 日
6	白金台緑の遊び場	白金台三丁目 7 番	878	昭和50年 1 月31日
7	白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416	昭和45年 9 月20日
8	日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236	昭和48年 1 月 5 日
9	夕風橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,361	昭和46年 3 月31日
10	港南三丁目遊び場	港南三丁目 2 番	3,002	昭和50年 9 月 6 日
	計	10か所	8,183	

10 公衆便所一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名		所在地	開設年月日
1	新橋二丁目公衆便所	新橋二丁目20番4号	昭和44年1月31日
2	新橋三丁目公衆便所	新橋三丁目25番16号	昭和39年10月9日
3	天徳寺脇公衆便所	虎ノ門三丁目13番3号	昭和4年12月21日
4	正則学院前公衆便所	虎ノ門三丁目22番1号先	大正10年10月16日
5	大門際公衆便所	芝公園一丁目7番11号先	昭和7年3月7日
6	金杉橋際公衆便所	芝一丁目1番26号	昭和4年12月4日
7	芝園橋際公衆便所	芝三丁目4番9号	大正15年7月27日
8	芝四丁目公衆便所	芝四丁目1番18号	昭和3年2月16日
9	三田図書館脇公衆便所	芝五丁目28番4号	昭和8年11月22日
10	中ノ橋際公衆便所	東麻布一丁目30番1号	大正14年10月18日
11	一ノ橋際公衆便所	東麻布三丁目9番12号	大正15年9月2日
12	二ノ橋際公衆便所	麻布十番四丁目6番5号先	昭和44年4月1日
13	古川橋際公衆便所	南麻布二丁目15番11号	昭和47年4月10日
14	仙台坂上公衆便所	南麻布三丁目3番41号先	昭和4年4月13日
15	南麻布三丁目公衆便所	南麻布三丁目22番5号	昭和47年4月10日
16	十番通宮村町公衆便所	元麻布三丁目11番1号	昭和26年11月26日
17	西麻布二丁目公衆便所	西麻布二丁目1番2号	昭和53年4月1日
18	今井町公衆便所	六本木二丁目1番32号先	大正14年4月1日
19	六本木三丁目公衆便所	六本木三丁目15番25号	昭和47年4月10日
20	芋洗坂上公衆便所	六本木五丁目8番1号	大正15年8月28日
21	永坂上公衆便所	六本木五丁目18番6号	明治39年4月1日
22	権田原公衆便所	元赤坂二丁目2番29号先	昭和13年4月16日
23	氷川神社前公衆便所	赤坂六丁目10番18号	明治41年4月1日
24	高輪一丁目公衆便所	高輪一丁目16番25号	昭和41年6月30日
25	老増町公衆便所	白金一丁目28番8号	大正14年3月31日
26	三光坂下公衆便所	白金四丁目3番7号先	大正15年3月30日
27	香取橋際公衆便所	芝浦二丁目17番15号	昭和47年1月4日
28	田町駅東口公衆便所	芝浦三丁目3番1号	昭和57年4月1日
29	新芝橋際公衆便所	芝浦三丁目5番40号先	昭和28年3月31日
30	浦島橋際公衆便所	海岸三丁目2番2号	昭和26年3月1日
31	品川駅港南口公衆便所	港南二丁目14番24号	昭和48年4月1日
計		31か所	

11 自転車等駐車場一覧

(1) 自転車等駐車場

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
田町駅東口 自転車等駐車場	芝浦三丁目3番先	1,250 自転車 1,200 原動機付自転車 50	平成12年6月1日
品川駅港南口 自転車等駐車場	港南二丁目14番6号	900 自転車 800 原動機付自転車 100	平成13年5月1日
白金高輪駅 自転車駐車場	高輪一丁目3番20号先	自転車 270	平成16年11月1日
浜松町駅北口 自転車等駐車場	海岸一丁目2番34号	250 自転車 200 原動機付自転車 50	平成20年2月1日
こうなん星の公園 自転車駐車場	港南一丁目9番24号	自転車 1,020	平成22年7月1日
三河台公園 自転車駐車場	六本木四丁目2番27号	自転車 204	平成25年6月1日
桜田公園 自転車駐車場	新橋三丁目16番15号	自転車 408	平成28年4月1日
広尾駅 自転車駐車場	南麻布五丁目1番25号	自転車 195	平成28年4月1日
麻布十番駅 自転車等駐車場	麻布十番一丁目4番14号	114 自転車 84 原動機付自転車 30	平成28年4月1日
六本木駅 自転車駐車場	六本木六丁目5番19号	自転車 428	平成29年8月1日
白金台駅 自転車駐車場	白金台四丁目6番2号	自転車 281	平成30年4月1日
一の橋公園 自転車駐車場	東麻布三丁目9番1号	自転車 400	令和5年7月31日

(2) 暫定自転車等駐車場

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
青山一丁目駅前 暫定自転車駐車場	南青山一丁目1番先	自転車 140	平成22年3月1日
芝浦心頭駅前 暫定自転車駐車場	海岸三丁目22番先	自転車 95	平成22年4月28日
田町駅西口 第1暫定自転車等駐車場	芝五丁目37番先	自転車 138 原動機付自転車 130 8	平成24年5月7日
田町駅西口 第2・第3 暫定自転車駐車場	芝五丁目18番2号	自転車 65	平成24年5月7日
新橋駅 第1暫定自転車駐車場	新橋二丁目7番先	自転車 39	平成26年3月20日
新橋駅 第2暫定自転車駐車場	新橋三丁目25番先	自転車 109	平成26年3月20日
田町駅西口 第4暫定自転車駐車場	芝五丁目33番先	自転車 45	平成27年2月26日
田町駅西口 第6暫定自転車駐車場	芝五丁目18番2号	自転車 47	平成28年4月1日
赤坂見附駅前 暫定自転車駐車場	元赤坂一丁目2番先	自転車 68	平成25年7月1日
品川駅高輪口 第1暫定自転車等駐車場	高輪三丁目26番先	自転車 170 原動機付自転車 150 20	平成26年4月1日
品川駅高輪口 第2暫定自転車等駐車場	高輪三丁目13番先	自転車 146 原動機付自転車 132 14	平成26年4月1日
お台場海浜公園駅 暫定自転車等駐車場	台場二丁目25番先	自転車 266 原動機付自転車 246 20	令和2年6月1日
高輪ゲートウェイ駅 第1暫定自転車駐車場	高輪二丁目21番地内	自転車 38	令和3年3月17日
高輪ゲートウェイ駅 第2暫定自転車駐車場	高輪二丁目21番地内	自転車 33	令和3年4月1日
芝公園駅 第1暫定自転車駐車場	芝二丁目7番先	自転車 32	令和5年2月14日
芝公園駅 第2暫定自転車駐車場	芝公園四丁目8番先	自転車 35	令和5年2月14日

(3) 暫定自転車等置場

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
乃木坂駅 暫定自転車置場	六本木七丁目1番先	自転車 72 (無料)	平成10年5月20日
松ヶ丘 暫定自転車置場	高輪一丁目4番35号	自転車 60 (無料)	平成19年4月20日

(4) 民設民営自転車等駐車場

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	収容台数(台)
日比谷フォートタワー駐輪場	西新橋一丁目1番1号 日比谷FORT TOWER内	自転車 105
T-LITE地下2階 公共的駐輪場	虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE地下2階	自転車 50
田町タワー駐輪場	芝五丁目33番11号 田町タワー内	自転車 51

※民設民営自転車等駐車場の施設案内については、区ホームページ参照

12 自転車等一時保管所一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	営業曜日	開設年月日
東八ツ山 自転車等一時保管所	港南二丁目10番20号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成12年6月1日
海岸三丁目 自転車等一時保管所	海岸三丁目23番3号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成13年6月21日
白金高輪駅 自転車一時保管所	高輪一丁目3番20号先	毎日 (年末年始を除く)	平成19年4月13日
海岸二丁目 自転車等一時保管所	海岸二丁目4番2号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成24年4月1日
品川駅高輪口 自転車一時保管所	港南二丁目66番14号	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	平成26年4月1日
お台場海浜公園駅 自転車等一時保管所	台場二丁目3番先	火・水・木・金・土 (年末年始を除く)	令和2年9月1日

13 指定管理者制度導入所管施設一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	指定管理者	所在地
シティハイツ高浜（建替え中）	[指定管理者] 東急コミュニティー・東急セ キュリティ共同事業体 [指定期間] 令和6年4月1日 ～令和11年3月31日（5年間）	—
シティハイツ港南		港南三丁目3番17号
シティハイツ竹芝		芝一丁目8番23号
シティハイツ桂坂		高輪二丁目13番8号
シティハイツ神明		浜松町一丁目13番1号
シティハイツ白金		白金三丁目7番9号
シティハイツ六本木		六本木六丁目5番25号
シティハイツーツ木		赤坂五丁目2番50号
シティハイツ芝浦		芝浦三丁目5番34号
シティハイツ第2芝浦		芝浦三丁目5番35号
シティハイツ車町（建替え中）		—
シティハイツ高輪		高輪一丁目16番25号
シティハイツ赤坂		赤坂四丁目18番13号
品川駅港南口公共駐車場	[指定管理者] タイムズ24(株)・ タイムズサービス(株)・ 日本管財(株)グループ [指定期間] 令和6年4月1日 ～令和11年3月31日（5年間）	港南二丁目14番17号
麻布十番公共駐車場		麻布十番一丁目4番10号
田町駅東口自転車等駐車場	[指定管理者] NCDグループ [指定期間] 令和6年4月1日 ～令和11年3月31日（5年間）	芝浦三丁目3番先
品川駅港南口自転車等駐車場		港南二丁目14番6号
白金高輪駅自転車駐車場		高輪一丁目3番20号先
浜松町駅北口自転車等駐車場		海岸一丁目2番34号
こうなん星の公園自転車駐車場		港南一丁目9番24号
三河台公園自転車駐車場		六本木四丁目2番27号
麻布十番駅自転車等駐車場		麻布十番一丁目4番14号
広尾駅自転車駐車場		南麻布五丁目1番25号
桜田公園自転車駐車場		新橋三丁目16番15号
六本木駅自転車駐車場		六本木六丁目5番19号
白金台駅自転車駐車場		白金台四丁目6番2号
一の橋公園自転車駐車場		東麻布三丁目9番1号

施設名	指定管理者	所在地
イタリア公園	[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 令和2年4月1日 ~令和7年3月31日(5年間)	東新橋一丁目10番20号
芝公園		芝公園四丁目8番4号
本芝公園		芝四丁目15番1号
桜田公園		新橋三丁目16番15号
塩釜公園		新橋五丁目19番7号
南桜公園		西新橋二丁目10番13号
江戸見坂公園		虎ノ門二丁目10番2号
金杉橋児童遊園		芝一丁目1番26号
芝新堀町児童遊園		芝二丁目12番3号
松本町児童遊園		芝三丁目12番19号
芝五丁目児童遊園		芝五丁目18番4号
三田小山町児童遊園		三田一丁目5番16号
三田二丁目児童遊園		三田二丁目10番7号
三田綱町児童遊園		三田二丁目19番11号
浜松町四丁目児童遊園		浜松町二丁目13番3号
芝大門二丁目児童遊園		芝大門二丁目13番9号
虎ノ門三丁目児童遊園		虎ノ門三丁目8番11号
西久保巴町児童遊園		虎ノ門三丁目18番18号
狸穴公園	[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 令和4年4月1日 ~令和9年3月31日(5年間) 〈一の橋公園〉 令和5年4月1日 ~令和9年3月31日(4年間)	麻布狸穴町63番地
本村公園		南麻布三丁目4番9号
有栖川宮記念公園		南麻布五丁目7番29号
筈公園		西麻布三丁目12番1号
三河台公園		六本木四丁目2番27号
さくら坂公園		六本木六丁目16番46号
六本木西公園		六本木七丁目17番8号
網代公園		麻布十番二丁目15番1号
新広尾公園		麻布十番四丁目5番1号
飯倉公園		東麻布一丁目21番8号
一の橋公園		東麻布三丁目9番1号
南麻布一丁目児童遊園		南麻布一丁目7番29号
南麻布新堀児童遊園		南麻布二丁目2番8号
絶江児童遊園		南麻布二丁目9番22号

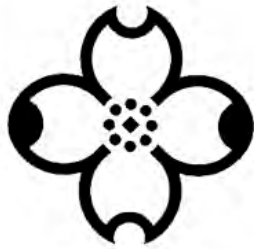
施設名	指定管理者	所在地
古川橋児童遊園	[指定管理者] アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ [指定期間] 令和4年4月1日 ~令和9年3月31日（5年間）	南麻布二丁目15番11号
広尾児童遊園		南麻布五丁目16番15号
宮村児童遊園		元麻布二丁目6番2号
筭児童遊園		西麻布二丁目1番2号
西麻布二丁目児童遊園		西麻布二丁目18番9号
六本木三丁目児童遊園		六本木三丁目15番25号
飯倉雁木坂児童遊園		麻布台一丁目9番14号
東麻布児童遊園		東麻布一丁目2番1号
中ノ橋児童遊園		東麻布一丁目30番1号
円通寺坂公園	[指定管理者] かたばみ・山本・GSグループ [指定期間] 令和4年4月1日 ~令和9年3月31日（5年間）	赤坂五丁目2番47号
一ツ木公園		赤坂五丁目5番26号
氷川公園		赤坂六丁目5番4号
高橋是清翁記念公園		赤坂七丁目3番39号
乃木公園		赤坂八丁目11番32号
青葉公園		南青山一丁目4番4号
青山公園		南青山二丁目21番12号
一ツ木児童遊園		赤坂五丁目1番24号
南青山三丁目児童遊園		南青山三丁目7番29号
南青山四丁目児童遊園		南青山四丁目9番7号
南青山六丁目児童遊園		南青山六丁目13番24号
北青山一丁目児童遊園		北青山一丁目6番6号
桑田記念児童遊園		赤坂九丁目3番21号
亀塚公園	[指定管理者] 株式会社グリーバル [指定期間] 令和2年4月1日 ~令和7年3月31日（5年間）	三田四丁目16番20号
三田台公園		三田四丁目17番28号
高松くすのき公園		高輪一丁目5番44号
高輪森の公園		高輪三丁目13番21号
高輪公園		高輪三丁目18番18号
白金公園		白金三丁目1番16号
豊岡町児童遊園		三田五丁目11番6号
三田松坂児童遊園		三田五丁目16番8号
松ヶ丘児童遊園		高輪一丁目11番1号

施設名	指定管理者	所在地
高松児童遊園	[指定管理者] 株式会社グリーンバル [指定期間] 令和2年4月1日 ～令和7年3月31日（5年間） 〈西町つなぐ児童遊園〉 令和4年4月1日 ～令和7年3月31日（3年間） 〈古川さくら児童遊園〉 令和5年4月1日 ～令和7年3月31日（2年間）	高輪一丁目15番22号
二本榎児童遊園		高輪一丁目25番11号
泉岳寺前児童遊園		高輪二丁目15番37号
西町つなぐ児童遊園		高輪三丁目5番5号
高輪南町児童遊園		高輪四丁目24番36号
古川さくら児童遊園		白金一丁目2番4号
白金志田町児童遊園		白金一丁目12番16号
白高児童遊園		白金一丁目17番4号
白金一丁目児童遊園		白金一丁目25番3号
四の橋通児童遊園		白金三丁目22番7号
三光児童遊園		白金五丁目12番5号
雷神山児童遊園		白金六丁目5番10号
奥三光児童遊園		白金六丁目22番14号
白金児童遊園		白金台二丁目24番3号
白金台四丁目児童遊園		白金台四丁目4番14号
白台児童遊園		白金台四丁目7番6号
白金台どんぐり児童遊園		白金台五丁目19番1号
芝浦公園	[指定管理者] アカネ・ハリマ・イビデン グループ [指定期間] 令和4年4月1日 ～令和9年3月31日（5年間）	芝浦一丁目16番25号
プラタナス公園		芝浦四丁目20番56号
埠頭公園		海岸三丁目14番34号
芝浦中央公園		港南一丁目2番28号
東八ツ山公園		港南二丁目8番8号
港南和楽公園		港南四丁目2番18号
港南公園		港南四丁目5番1号
港南緑水公園		港南四丁目7番47号
お台場レインボー公園		台場一丁目3番1号
船路橋児童遊園		芝浦二丁目11番10号
末広橋児童遊園		海岸二丁目1番27号

指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

港区「区の木・区の花」

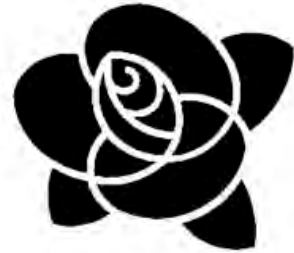
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



港 区 の 街 づ く り

令和6年度（2024年度）街づくり支援部事業概要

令和6年8月発行

編集・発行 港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園 1-5-25
電話（3578）2111（代表）

発行番号 2024052-5011



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。

この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

